

戦後世界貿易体制成立史(3)

—— 第2回貿易雇用準備会議

(ジュネーブ会議：1947年4～10月)の考察(下)——

山 本 和 人

はじめに — ジュネーブ会議分析の視角 —

- I. 欧米のGATT研究の一系譜 — 多国間主義論と Embedded Liberalism
- II. ジュネーブ会議に向けて
 - 1. ロンドン会議の合意 — 関税交渉・貿易障壁削減交渉の優先
 - 2. イギリスの動向 — イギリスの関税および特惠政策と英連邦会議の招集
 - ①関税・特惠政策に関する商務大臣クリップスの見解と対外経済政策委員会(OEP)の開催
 - ②英連邦会議(1947年3月11日～4月3日)の招集 — ジュネーブ会議関税交渉に対する自治領諸国とインドの見解
 - 3. アメリカの動向 — トルーマン大統領による大統領令の発動と関税引下げおよび特惠関税幅の縮小・撤廃要求
 - ①保護主義者からの圧力と大統領令の発動
 - ②イギリスおよび英連邦諸国に対する関税・特惠関税譲許要求リストとその内容

[以上『商学論叢』第53巻第4号]

- III. ジュネーブ関税引下げ交渉 — GATTの第1回関税譲許交渉の分析
 - 1. 第2回貿易雇用準備会議(ジュネーブ会議)における関税引下げ交渉の位置づけ
 - ①ジュネーブ関税引下げ交渉に関する先行研究とわれわれのアプローチ
 - ②ジュネーブ会議 — 関税引下げ交渉の枠組み作りとタイムスケジュール
 - 2. 米英の関税引下げおよび特惠関税幅縮小・撤廃交渉の実際
 - ①交渉の初期局面(1947年6月まで) — デッドロックの原因

1. 米・英・英連邦諸国のオファーに関する統計分析
2. 米英交渉の実態 — 世界経済再建方式の相違
3. アメリカー英連邦諸国の交渉 — 羊毛問題の浮上
- ②交渉の中期局面（1947年7月～8月） — 妥協点の模索
 1. アメリカの修正要求リストの提出とイギリスの反応
 2. 羊毛法案に対する大統領拒否権の発動と羊毛関税の引下げ
- ③交渉の最終局面（1947年9月～10月） — 交渉の決裂から修復へ
 1. ウィルコクス声明 — アメリカの再提案の内容
 2. 交渉決裂の危機 — クリップスの覚書とイギリス閣議決定の内容
 3. 交渉妥結に向けて — ブラウン・ヘルモア提案を巡って
〔以上、『商学論叢』第54号第2・3・4号〕

IV. GATT 文書類の作成とその発効手続きを巡って

1. ジュネーブ会議における GATT 条文作成の第1プロセス — 関税交渉に関する作業部会の形成と GATT 第3草稿
 - ① GATT 構想の具体化と関税交渉に関する作業部会
 - ② GATT 第3草稿の解剖 — 第2草稿（ニューヨーク草案）との比較において
 1. 広義の貿易協定から狭義の貿易協定へ
 - 1-1 GATT 前文の書換え
 - 1-2 調印に関する議定書の作成 — 第2草稿第27条「付属文書（プロトコル）」の GATT 本体からの削除
 2. I 部構成から III 部構成への変更の理由と意義 — 暫定適用条項（第32条）の挿入の必要性
2. GATT 条文作成の第2プロセス — 関税協定委員会の形成から GATT 関連文書の完成と認証に向けて
 - ①関税協定委員会の形成と GATT 第3草稿の評価を巡って
 1. 関税協定委員会の形成
 2. GATT 第3草稿の修正
 - 2-1 ジュネーブでの GATT 調印の必要性和その矛盾 — ファイナル・アクトの考案
 - 2-2 暫定適用条項から暫定適用に関する議定書へ — キー・カントリーズ先行論

- 2-3 GATT 第Ⅱ部に対する疑問と批判を巡って——
キー・カンTRIES vs. その他の中核国
- ② GATT 第4草稿から GATT 完成案へ
1. GATT 第4草稿を巡る論争——調印に関する議定書の削除
 - 1-1 第4草稿における GATT 施行に向けての手続き
 - 1-2 調印に関する議定書を巡る論争
 2. GATT オリジナル文書の作成
 - 2-1 ファイナル・アクトへの加筆, 第29条「本協定と ITO 憲章との関係」の挿入
 - 2-2 GATT オリジナル文書の構造と多国間通商協定 GATT の暫定的船出

おわりに——戦後貿易システム形成と多国間通商協定 GATT

Ⅳ. GATT 文書類の作成とその発効手続きを巡って

1. ジュネーブ会議における GATT 条文作成の第1プロセス——関税交渉に関する作業部会の形成と GATT 第3草稿

① GATT 構想の具体化と関税交渉に関する作業部会

GATT に関する構想がどのようにして生まれ、紆余曲折を経て、決着するに至るのか。われわれがこれまで一連の論考で追いつけてきたこのテーマは、ジュネーブ会議における GATT 文書類の完成とそれらを実行に移す手続きの考察をもって終了する。本章で明らかにすべき最大の問題は、その決着の仕方にある。結果的にその後の世界貿易を律することになるルールの詳細と GATT 文書類に対する特異な合意形成を明確にする作業をこれから行おうとするものである。GATT が暫定的取決めにならざるを得なかったこと、多国間通商協定として何らかの形で GATT を実施に移すために取られた手段は、国民国家の枠を超えた共通の通商ルールを実施することが如何に困難を伴うものであったかを示すものである。そしてまたそこから、GATT 実施に向けての合意形成の在り方は、以下で明らかにするように、戦後世界経済の構図

を如実に反映していることにも注目すべきであろう。

ここで GATT の構想からジュネーブ会議までの経緯について、これまで発表してきた拙稿を拠り所（山本和人，1999，2003，2006，2007，2008，2009，2010，2011）に、再度整理しておくことにしたい。なお、**図 1** は GATT 文書完成までの変遷を上記の拙稿の記述をもとに作成したものである。

そもそも、直接的には、GATT 構想は、大戦末期の1945年6月に、アメリカが一括関税引下げ方式を断念し、選択的な二国間関税引下げ方式の採用を決定したところから開始された。多国間交渉の場において二国間同士で関税引下げを実施するという決定は、イギリスやカナダからアメリカの関税引下げの程度を曖昧にすること、また多くの二国間交渉を同時に行わなければならないことから交渉を徒に引延ばすこととなり、結果的に貿易システムの形成を危険に曝すとの痛烈な批判を浴びた。この批判に答えるべき編み出されたのが、関税およびその他の貿易障壁の削減交渉を主要国間だけで実施し、他方で ITO 憲章の作成はそれと別個に行うというツー・トラック・アプローチの採用であった（アメリカは当時、主要国間で関税引下げを先行させるこの方式を「選択的、中核的、多国間アプローチ (Selective nuclear-multilateral approach)」と称した)。ところでアメリカはまずツー・トラック・アプローチ方式について1945年12月の英米金融・通商協定でイギリスから合意を取り付けた。さらに1946年2月には、アメリカは関税交渉に際してのルール (ITO 憲章から抜粋) と交渉の結果としての各国の関税譲許表を纏めた付属文書 (Protocol) の作成を提起し、国連において中核国グループを中心とする貿易雇用準備委員会の構成国が決定された (貿易雇用準備委員会の構成メンバーについては、**図 1** の (注) を参照のこと)。われわれが呼ぶところの1946年2月プランにおいて、GATT のブループリントとその原締約国が姿を現したのである (**図 1** の C 欄参照)。

さて当初、プロトコルと呼ばれた関税引下げを中心とする規定は、1946年

7月にアメリカが作成したITO憲章草案においてGATTという正式名称が与えられた。アメリカはこの草案を第1回貿易雇用準備会議（ロンドン会議）に持ち込み、貿易雇用準備会議構成国の議論のたたき台とした。GATTの条項に如何なる規定を挿入するかが大きな問題となった。その結果、ロンドン会議では、われわれが呼ぶところのGATT第1草稿が作成されたが、会議の結果を纏めた公式文書である『国連貿易雇用会議の第1回準備委員会報告書』において、GATT第1草稿は「関税と貿易に関する一般協定の暫定的で不完全な草案のアウトライン」と表現され、関税引下げ交渉と関税譲許表の作成を行うこと、さらにGATTがITO憲章の成立まで暫定的な国際機関の役割を演じるとの規定を明記したものの、ITO憲章のどの条項を具体的にGATTに含めるかについては後に掲載するという表現に落ち着いた(ECOSOC, 1946a, pp.51-52)。

GATTにどのような条項を挿入するかに関する議論は、ロンドン会議を補足する目的で1947年1月から2月に開催されたニューヨーク会議で行われた。アメリカがあくまで通商に関する規定にGATTを限定しようとしたのに対し、イギリスを中心とする西欧諸国は雇用条項の挿入を要求、オーストラリアを中心とする途上国は経済開発条項の追加を主張した。こうして、アメリカの思惑に反して、ITO憲章草案には発展途上国の経済開発を促す条項が追加され、また雇用に関する条項も追加、結果としてGATTの内容は各国の利害を反映する形で拡大・深化された。こうして出来上がったのがGATT第2草稿であった(ECOSOC, 1947a, pp.65-80)。

第2草稿の第1の特徴は、繰り返すが、通商協定の範囲を超え、雇用条項が付け加えられ、また経済開発条項も追加されたことにある。第2の特徴として、ITO憲章との関係がダイレクトに提示されたことである。後述するようにジュネーブ会議において、GATT条文の本体から切り離されることになる付属文書が、GATTの1条項(第27条「付属文書」)を構成していた。第

図1 第2次大戦終結直前からITO憲章調印（ハバナ会議）に至るアメリカによる世界貿易システム構築の道筋——GATT条文の作成過程を中心として

第1段階 イギリスとの協議とその内容

A. アメリカによる「国際貿易機構設立に関する提案（原則声明案）」（1945年6月）とツー・トラック・アプローチのイギリスへの提示
B. 米英金融・通商協定の一環として、ツー・トラック・アプローチに関する合意（1945年10月）と「国際貿易雇用会議による考察に関する提案」の発表（1945年12月）。ツー・トラック・アプローチの内容は、米英金融・通商協定締結後、全ての中核国に伝達される。
C. 1946年2月プラン⇒1. 関税交渉とそのルールを纏めた付属文書（Protocol）の作成に関する提案 2. 中核国グループを中心とする貿易雇用準備委員会の設立を国連で決議
D. アメリカ、「国連国際貿易機構草案」の原案（1946年7月）を完成させ、イギリスに提示。付属文書（Protocol）に代えてGATTという言葉をはじめて公式に使用

(注) 中核国グループとは、アメリカ、イギリスの他に、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、チェコスロバキア、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ブラジル、キューバ、南アフリカ、ソ連（ソ連は参加を拒否）の16カ国のことで、アメリカが米英金融・通商協定締結直後に指名。さらに国連の場においてレバノン、ノルウェー、チリの3カ国が加えられ、貿易雇用準備委員会が設立された。なお、この18カ国がGATTの原締約国を構成することになる。



第2段階 中核国グループ（貿易雇用準備委員会諸国）間の会議

E. 第1回貿易雇用準備委員会会議の開催：「国連国際貿易機構憲章」【ITO憲章ロンドン草案】とGATT第1草稿（1946年11月）
F. 貿易雇用準備委員会起草委員会会議（ニューヨーク会議）の開催：ITO憲章ロンドン草案の補足・修正とGATT第2草稿（1947年2月）
G. 第2回貿易雇用準備会議の開催：「国際貿易機構憲章」【ITO憲章ジュネーブ草案】（1947年9月）、「関税交渉に関する作業部会」の形成とGATT第3草稿（1947年7月）、「関税協定委員会」の設立とGATT第3草稿を巡る論争（8月～9月）、GATT第4草稿（9月）、GATT本文およびGATT関連文書の完成（1947年10月）



第3段階 中核国グループ23カ国による GATT の認証とキー・カントリーズによる GATT の暫定適用

H. 中核国グループ、ファイナル・アクトの調印による GATT 本文および暫定適用に関する議定書の認証 (1947年10月30日)
I. キー・カントリーズによる暫定適用に関する議定書の調印 (1947年11月15日まで) とそれによる GATT の暫定適用の施行 (1948年1月1日)

(注) キー・カントリーズとは、そもそも暫定適用条項を作成した「関税交渉に関する作業部会」の構成国であるアメリカ、イギリス、カナダ、オランダ、フランスの5カ国であったが、最終的にオーストラリア、ベルギー、ルクセンブルクが加わり、8カ国となった。



第4段階 国連加盟諸国56カ国 (共産圏を除く) による協議と調印

H. 国際貿易雇用会議の開催：「国際貿易機構憲章」【ハバナ憲章】(1948年3月)の調印
--

27条には、ITO 憲章草案の第I章の第1条「一般目的」がそのままの形で銘記され、ITO が設立されるまで、ITO 憲章の第III章から第VII章 (すなわち、「雇用・有効需要・経済活動」, 「経済開発」, 「通商政策一般」, 「制限的商慣行」, 「政府間商品協定」) に関する「すべての原則と規定」を遵守する義務を締約国は負うこととされた。こうして GATT 第2草稿は、当初、アメリカが考えていた通商協定の枠を超えて、ITO 憲章のカバーする問題 (いわゆる広義の貿易政策) を含む形に塗り替えられていったのである。以上、すでにこれまでの一連の論稿で分析した GATT 構想の起源からジュネーブ会議開催までを要約した。それを図に示せば A から F のようになる。

ここで注意を払うべきはジュネーブ会議 (本研究が対象外としているハバナ会議を加えても差し支えないであろう) まで、GATT の中心である第II部は、ITO 憲章の作成過程で編み出された点である。ITO 憲章ロンドン草案を彫琢することが第1の目的であり、従って ITO 憲章の条文の検討に多くの

時間が割かれたのである。これまでの考察（ジュネーブ会議開催まで）から明らかのように、GATT 条文作成に当たっての最大の問題は、ITO 憲章からどの条文を抜粋し、GATT に挿入するかという選択のそれであった。さらにいえば、ITO 憲章との関係を具体的にどのようにするのかであった。それは基本的にジュネーブ会議においても同じであったといえる。しかし、この作業が決して簡単なものでなかったことは、以下本稿で示されよう。さらに、ジュネーブ交渉の第2の、そして最大の目的は、前稿で分析したように、実際の関税引下げ交渉にあった。史上初の多国間貿易交渉を如何に成功裏に決着させるか。関税引下げ交渉に優先権を与える方針はニューヨーク起草委員会の決定事項であった（山本和人，2009年，5～6ページ）。ジュネーブ会議の主要目標は、関税引下げ交渉と ITO 憲章ロンドン草案の彫琢にあったことをここで再度確認しておく必要がある。

もっとも、ガードナーがいうように、GATT は決して「やっつけ仕事」（Gardner, 1980, p.xxv：邦訳，22ページ）ではないことを強調しておかなければならない。GATT に関する構想は、これまで考察してきたように、1945年6月以降、2年間かけて練られたものであった。事実、ジュネーブ会議においても相当の時間と労力が GATT 文書類の作成・検討・承認に割かれたのである。結果的に GATT が ITO 憲章に代わって戦後の国際貿易のルールを提供する「国際機関」としての役割を担わざるを得なくなり、それゆえに GATT は国際機関たるに十分な体裁を整えていなかったことは事実である。しかし、GATT 自体には、各国が受入れ可能な最大公約数の条件が挿入され、念入りに作成された史上初の多国間通商協定であったといえる。本稿で明らかにするように、多国間通商協定 GATT を如何なる形であれ、成立させることは至難の技であった。各国の見解は容易に統一できず、その成立に向けて、多くの例外処置とトリックが鑿められたのである。ツー・トラック・アプローチによって各国の貿易政策（広義の貿易政策を含めて）を統一ルール

のもとに置くという構想を、現実に具体化する作業が如何に困難な交渉を伴うものであったかについては、以下で明らかにされよう。問題の核心は、ツー・トラック・アプローチに代表される複雑なアプローチを踏まなければ、成立させることが不可能な多国間通商体制の構築プロセス、換言すれば、各国の貿易政策（この場合、広義の貿易政策）を厳格な統一ルールのもとに置くという構想自体にあった。

さて、ジュネーブ会議で GATT 条文の作成に当たったのは、ジュネーブ交渉の前半は「関税交渉に関する作業部会 (Working Party on Tariff Negotiations または Tariff Negotiations Working Party)」であった。以下で示す通り、これら諸国はキー・カントリーズと呼ばれるようになる。作業部会の活動内容についてはすでに前稿の第Ⅲ章の第 1 節の②において述べたように、実際の二国間の関税引下げ交渉を調整することと GATT 草案を作り上げることにあつた (山本和人, 2010, 9~11 ページ)。二つの役割を担ったのが関税交渉に関する作業部会であるが、主にその活動は関税引下げ交渉の調整役であつたことが GATT 関連文書の記録内容から明らかとなってくる。その理由として、第 1 に、前稿で分析したように実際の関税引下げ交渉が困難を極めたこと、第 2 に、GATT 条文はすでにニューヨーク会議の GATT 第 2 草案でその基本が明確にされていたことに加えて、ジュネーブ会議で ITO 憲章草案の完成を待たなければ、GATT 条文 (特に第Ⅱ部) の中身も確定できないことにあつたと考えられる。GATT 条文の本格的な検討は、関税交渉に関する作業部会が作成した 1947 年 7 月 27 日付の GATT 第 3 草稿 (図 4 参照) が、関税協定委員会に提示されたことをもって開始される。

もっとも、関税交渉に関する作業部会を構成するアメリカ、イギリス、カナダ、フランスそしてオランダの間で実際どのような議論が行われたかについて、管見する限り、その詳細について述べた文献は存在しない。われわれがいえることは、1947 年の 7 月に公表される GATT 第 3 草稿が、中核国グ

ループの中でもとりわけ世界経済に大きな影響力を与える以上の先進工業諸国5カ国（キー・カントリーズ）によって作成されたこと、しかもその委員長を務めたのはアメリカがもっとも信頼を寄せていた国、カナダの高官ウィルグレス（Wilgress, L.D.）であったことであろう。ウィルグレスはITO, GATT交渉においてカナダの代表団長を務め、ITO憲章の起草に大きく貢献し（Hart, 1998, p.39）、その後も1948年から1950年代のGATT交渉においても重要な役を演じた。「GATT設計者の一人」としてカナダの辞典（Canadian Encyclopedia）には紹介されている。

GATT第3草稿の発表までに、われわれが窺い知ることのできるGATT条約作成を巡る関税交渉に関する作業部会の活動は、次の2つの文書から確認できる。まず第1は、1947年5月29日、つまりジュネーブ交渉が始まって1カ月半位以上たった時点で国連経済社会理事会（ECOSOC）に提出された関税交渉に関する委員会に対する次のような要請、直ちにGATT草案に関する研究に着手することを求めた勧告書であった（ECOSOC, 1947b, p.2）。このことから5月末まで関税に関する作業部会は、GATT草案の作成に手をつけず、もっぱら関税交渉の調整に専念していたことが判明する。次にGATT関連の記述は、同じくECOSOCに提出された6月18日付の文書に見られる。文書は、GATT施行を円滑に行うために、中核国グループに次のような質問を投げかけている。第1に、GATTを施行するために各国政府はどのような国内手続きを取らなければならないか？第2に、その手続きは計画されているGATTの一般規定や関税スケジュール表の受入れにとって特別なものか？さらに合意に必要な手続きをとるのに最短の日数をどれくらいと考えるか？以上の3つの質問に6月25日までに回答するよう求めたものであった（ECOSOC, 1947c）。とくに第2の質問は、各国の国内法とGATT規定の関係を問うたものと思われる。

さて、われわれがGATT第3草稿と呼ぶところのGATT草案は、7月24

日付けの関税交渉に関する作業部会の報告書において公表された。わずか2カ月足らずの間に、GATT第2草稿の構造を大幅に変更した第3草稿が完成することになった。そして第3草稿は、「最初の包括的草案」(Irwin, Mavroidis & Sykes, 2008, p.291)と呼ばれているように、GATT完成案に近い形態をとっていた。われわれは第2草稿と第3草稿の相違点を明確にし、短期間にこうした変更がなされた理由を分析する必要がある。

② GATT 第3草稿の解剖 — 第2草稿 (ニューヨーク草案) との比較において

1. 広義の貿易協定から狭義の貿易協定へ

1-1 GATT 前文の書換え

第3草稿は、第2草稿と比較して、二つの大きな特徴を有している。まず本項では第1の特徴について述べることにしよう。われわれはこれまでの一連の分析において、ITO憲章を[・]広[・]義[・]の[・]貿[・]易[・]政[・]策[・]の[・]ル[・]ール[・]化[・]、それに対してGATTを[・]狭[・]義[・]の[・]貿[・]易[・]政[・]策[・]の[・]ル[・]ール[・]化[・]と規定してきた(山本和人, 1999, 297ページ)。ITO憲章が、通商政策、第1次産品問題、制限的商慣行、雇用問題、経済開発(後者2者はロンドン草案で挿入)に関する包括的ルールを提供しようとしていたのに対し、GATTが関税およびその他の貿易障壁の削減とそれに関するルールに限定されていたからである¹⁾。

しかし、前述したように、こうしたITO憲章とGATTとの関係は、当初のアメリカの意図した通りには進まなかった。そもそも、イギリスはGATTという名称自体に異議を唱え(山本和人, 2008, 22ページ)、雇用に関する

1) われわれがGATT第3草稿から完成草稿までの変遷について、主に使用する第1次史料は、巻末に載せた参考文献にGATT・ITO関連文書類であるが、アメリカ・ナショナル・アーカイブズ(NARA)保有の文書の中には、膨大なジュネーブ会議のGATT関連史料を項目別、条文別に分類した索引表を掲載している[International Conference on Trade and Employment: Preparatory Committee (1947-1948a)]。われわれは、関連するジュネーブ会議文書を探し出すのに、この索引表を利用した。

条項の挿入を要求し、オーストラリアを始めとする途上諸国は経済開発条項を盛り込むことを主張し、結果的に GATT 第 2 草稿は、アメリカの意図に反して、通商協定の範囲を超えるものとなったのであった。換言すれば、狭義の貿易協定とはいえない性格を持つようになった。

第 3 草稿がどのような方針で作成されたかについて、関税交渉に関する作業部会は次のように報告している。「GATT に通常の通商協定の形態を与えることが最善であると考え、通商協定では普通見られないいくつかの規定を削除した」(ECOSOC, 1947d, p2: 傍点は筆者)。これにはアメリカの影響力が作用したと考えられる。ハートによれば、ジュネーブ会議後、GATT 第 2 草稿があまりにも多くの「機構のような諸規定 (organization-like provisions)」を含んでいるとの批判を議会から浴びて、ジュネーブのアメリカ代表团は GATT が通商協定の体裁を整えるよう変更することを主張したのである (Hart, 1998, p.42)。

それにとまらず、GATT の前文が書き換えられた。GATT 第 2 草稿と第 3 草稿の前文それぞれ示せば次のようになる。

GATT 第 2 草稿の前文

「オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコ、フランス、インド、レバノン、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、ソ連、イギリス、アメリカの各政府は、国連社会経済理事会 (ECOSOC) によって国際貿易雇用会議の用意を行う準備委員会に任命されている。この役割を遂行すべく、準備委員会は ITO 憲章草案を上述の会議のために準備し、提示している。そのテキストは ECOSOC の準備会議の報告書に掲載されている。

上記の各政府は、現段階で利用できる ITO 憲章草案の規定を準備委員会の間で有効に活用することを通じて、そして会議開催前に公平な条件ですべての諸国に一般化できる具体的な行動を遂行することを通じて、上述の会議の諸目的の達成を期待し、次のことに合意した」(ECOSOC, 1947a, p.65)。

GATT 第3草稿の前文

「オーストラリア、ベルギー、ルクセンブルク、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコ、フランス、インド、レバノン、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、シリア、南アフリカ、イギリスおよび北アイルランド、アメリカの各国政府は、貿易経済分野での努力関係が、生活水準の上昇、完全雇用の確保、実質所得と有効需要の大幅かつ着実な増大、世界の諸資源の完全なる利用、財の生産と交換の拡大の観点から行われるべきことを認識した。

そして各国政府は、関税およびその他の貿易障壁の大幅引下げ、国際貿易における差別的な扱いの撤廃を目指す互恵的で相互に利益的な取決めに入ることで、以上の諸目標に貢献することを切望し、各国の代表団を通じて、次のことに合意した」(ECOSOC, 1947d, p.14)。

第2草稿では、GATTが、ITO憲章草案の一部を利用することを明確にし、国際貿易雇用会議の、つまりITO憲章の目的達成のために、それ以前になすべき行動であることを明言している。こうして、GATT本文の前文においてITO憲章との関連をダイレクトに規定することを通じて、GATTは単なる通商協定の域を脱するものとなっているのである。

こうした第2草稿と比較し、第3草稿は、ITO憲章との関連について一切触れていないことがみてとれよう。第2草案で言及されていたITO憲章との関係を述べた記述が削除されたのである。さらに、より自由で無差別な貿易を行うことによって、各国の生活水準の上昇、完全雇用の確保が齎されるという理解に立っていること、換言すれば、自由で無差別な貿易が各国の効率的な諸資源の利用、実質所得の上昇、完全雇用に齎すという考えが前面に押し出されていることも読み取れよう。そして第3草稿の前文は、結果的にGATT完成文書のそれとまったく同じ内容をもつ内容となった（なお、この時点では、ビルマ、セイロン、南ローデシアは締約国に入っていない）。

こうした理解は、ITO憲章草案（ロンドンおよびジュネーブ草案）で示されたそれとどのような関係に立っているのだろうか。すでにわれわれはITO憲章の作成にあたって、その目的をどのような形で纏めるのか、ロンドン会議では決着がつかず、ITO憲章ロンドン草案は、第1章「目的」が空白

のまま差し置かれた経緯について指摘した(山本和人, 2008, 24, 33ページ)。こうした不完全なロンドン草案を完成させるべく開催されたニューヨーク会議の結果, ITO 憲章の目的がひとまず示されることになった。その内容について簡単な説明を行っている(山本和人, 2008, 33ページ)が, さらに踏み込んで検討しておくことにしたい (ITO 憲章ロンドン草案の第1章, 第1条「一般目的」の全訳については注2) を参照のこと²⁾。

ロンドン草案は, 世界平和の実現を究極目標とし, その実現に向けての ITO 憲章の目的を, 次の5つに纏めている。第1に, 3つの国内及び国際行動をとること (3つの行動については, 以下で説明), 第2に, すべての加盟国が平等な条件で市場, 財および生産ファシリティにアクセスできるようにすること, 第3に, 発展途上国の経済開発への支援, 第4に, 貿易, 雇用

2) ニューヨーク会議で作成された ITO 憲章ロンドン草案第1章の第1条「一般目的」を全訳すれば, 次の通りである。

世界平和に必要な経済および社会進歩を創出するという国連の決定を遂行するために, ITO 憲章に参与し, ITO を設立しようとしている諸国は, それを通じて以下の諸目的の達成に乗り出す。

1. 次のような国内および国際的な行動を促進すること
 - (a) 国連憲章の 55 条(a)に述べられた目標, すなわち, より高度の生活水準, 完全雇用そしてよりよい経済的, 社会的進歩や開発条件を実現するために計画された行動。
 - (b) 財の生産, 交換そして消費の拡大のため, 各国における高度で着実に上昇する有効需要と実質所得の維持と達成のため, 世界の経済的諸資源の開発のため, 関税およびその他の貿易障壁の引下げ, そして国際通商におけるあらゆる差別待遇の撤廃のための行動。
 - (c) 世界貿易の過度の変動を避け, バランスのとれた拡大する世界経済に貢献するための行動。
2. すべての諸国が経済の繁栄と発展に必要な市場, 財そして生産ファシリティに平等な条件で接近できるようにすること。
3. 加盟国とくに工業発展の初期段階にある諸国の工業および経済発展を支援すること。
4. 加盟国間の協議と相談を通じて, 国際貿易, 雇用そして経済発展の分野での問題の解決を図ること。
5. 相互に利益的なベースで貿易と経済発展の機会を増大させることによって, 加盟国に, 世界貿易を破壊し, 雇用を減少させ, 経済進歩を遅らせるような手段の採用を回避させること。(ECOSOC, 1947a, p.3)

そして経済開発の問題に対処するために加盟国間での協議と協力の必要性、第5に、相互に利益的な原則に則って貿易と経済の発展に取り組む必要性、である。5つの目的は、平等主義、国際協調、互惠主義（相互主義）について述べているのであり、世界貿易の内容について具体的な言及がないことに注目すべきであろう。これはITO憲章が、われわれの呼ぶところの広義の貿易政策について規定したものであったからである。

GATTに通じる狭義の貿易政策については、第1の目的、すなわち3つの国内および国際行動のうちの二つ目の行動のうちのひとつとして「関税およびその他の貿易障壁の削減、国際貿易におけるあらゆる差別待遇措置の撤廃」(ECOSOC, 1947a, p.3:注2))として言及されているに過ぎない。その他にも二つ目の行動には、財の生産、交換そして消費の拡大、有効需要と実質所得の着実な上昇、世界の経済諸資源の開発が明記されている。ちなみに一つ目の行動とは、生活水準の向上、完全雇用そして経済および社会の進歩と発展を目指す行動、3つ目の行動とは、貿易の激しい変動を回避し、バランスのとれた世界経済の拡大を目指す行動である (*ibid.*, p.3:注2))。

見られるとおり、ITO憲章ロンドン草案の目的が5点列挙されているが、理路整然と述べられているわけではない。その中で、自由で無差別な貿易体制については、第1の目的(3つの中)の一つとして言及されているにすぎないことに注目しておく必要がある。

こうしたITO憲章ロンドン草案に比べ、ITO憲章ジュネーブ草案はどのような特徴を持つのであろうか。ロンドン草案の第1章第1条「一般目的」は、ジュネーブ草案では、第1章第1条「目標と目的」というタイトルに変更されている。ジュネーブ草案では、まず、究極目標が世界の平和であること、次にITO憲章の守備範囲である貿易と雇用の分野での一般目標が示される。一般目標とは生活水準の向上、完全雇用、経済および社会の進歩と発展を達成するための国内及び国際間で行動である。そしてこの一般目標を実

現するために6つの[・]具[・]体[・]的[・]目[・]的[・]が挙げられるのである。つまり、ジュネーブ草案の第1章、第1条は、世界平和という崇高な究極目標を掲げ、その達成に向けて各国が貿易と雇用の分野で生活水準の向上と完全雇用、経済発展について互いに協力するという一般目標を示し、さらにその目標達成のための具体的目的を提示するという3層の構造を持っている。ロンドン草案に比べて、論理的に整理されたものとなっていることが理解できよう。

ところで6つの目的のうち、第1目的は、実質所得と有効需要の大幅かつ着実な増大、財の生産、消費、交換の拡大とそれによるバランスのとれた世界経済の拡大、第2目的は、発展途上国の経済開発への支援、第3目的は、すべての加盟国が平等な条件で市場、財および生産ファシリティにアクセスできるようにすること、第4目的は、関税およびその他の貿易障壁の削減と国際貿易におけるあらゆる差別待遇措置の撤廃、第5目的は、相互に利益的な原則に則って貿易と経済の発展に取り組む必要性、第6目的は、雇用、経済開発、貿易政策、商慣行そして第1次産品の問題に対処するために加盟国間での協議と協力の必要性、である。ロンドン草案では、第1の目的としてひと括りにされていた3つの行動が、一つは一般目標（生活水準の向上、完全雇用、経済及び社会の進歩と発展）となり、残りの二つが6つの具体的目標の中の、第1目的、第4目的となっていること、そして、後に詳論するように、GATTの前文の骨格を形作るものとなるのである。

以上をまとめて示せば、**図2**のようになろう。なおITO憲章の最終案（ハバナ憲章）においても、ジュネーブ草案の第1章の第1条は、実質的変更を施されなかったことを付け加えておこう（ハバナ憲章の条文については、Interim Commission for the International Trade Organization, 1948a および Wilcox, 1949, pp.227-327）。

さてここでGATTの前文（本稿13ページ）とITO憲章ジュネーブ草案の第1章第1条（**図2**）を比較検討してみよう。**図2**の下線を施した部分で、

図2 ITO憲章ジュネーブ草案第1章第1条「目標と目的」の構図

究極目標	国連の決議に基づく世界平和と各国の友好関係の促進
一般目標	貿易と雇用の分野において、生活水準の向上と完全雇用、経済および社会の進歩と発展を達成するため、各国間で協力すること
具体的目的 (策)	1. 実質所得と有効需要の大幅かつ着実な増大、財の生産、消費、交換の拡大とそれによるバランスのとれた世界経済の拡大
	2. 発展途上国の経済開発への支援
	3. すべての加盟国が、平等な条件で、市場、財および生産ファシリティにアクセスできるようにすること
	4. 関税およびその他の貿易障壁の削減と国際貿易におけるあらゆる差別待遇措置の撤廃
	5. 相互に利益的な原則に則って貿易と経済の発展の機会を拡大させるとともに、世界貿易を破壊し、雇用を縮小させ、経済の進歩を阻止するような政策を回避する必要性
	6. 雇用、経済開発、貿易政策、商慣行そして第1次産品の問題に対処するために加盟国間での協議と協力の必要性

(出所) ECOSOC, 1947j, p.9 および Interim Commission for the International Organization, 1948a, p.1 より作成。

(注) 下線を施した部分は GATT の前文に用いられた語句、文書である。

GATT の前文が構成していることが理解できる。GATT の前文は ITO 憲章の第1章、第1条「目標と目的」から抜粋した文書であるといえる。それでは、GATT の前文はどのように ITO 憲章の第1条を要約、編成し直したのであろうか。GATT の前文には用いられなかった ITO 憲章の語句や文書に注目すれば、GATT 第3草稿の目指すものが浮き彫りできる。

まず、ITO 憲章の究極目標の内容が削除されているが、この点については後に整理しよう。もっとも重要なのは、一般目標から、雇用という言葉が削除されていることである。したがって雇用分野での各国間の協力に GATT は関与するものでないことが明らかにされている。

また「経済および社会の進歩と発展」という一句も削除されている。これとの関連で「バランスのとれた世界経済の拡大」という文言も外されている。ITO 憲章においてこれらの語句が使用された背景は何であったのかを検討し

ておく必要があろう。我が国において ITO 憲章に関する研究の嚆矢ともいえる『国際貿易憲章の研究』（東京商科大学編，1948）の第 1 章は，ITO 憲章ジュネーブ草案の第 1 章を分析し，図 2 に示した 6 つの目的を 3 原則として提示し，そのひとつに「均衡発展の原則」を挙げている。雇用の維持（完全雇用）と経済開発に関する原則がジュネーブ草案の大きな特徴をなしていると認識しているのである（同書，21～22ページ。なお，その他の 2 原則は「自由通商の原則」，「機会均等の原則」である）。しかし，均衡発展の原則は，GATT 前文から排除された。雇用分野で各国間の協力を謳った一般目標がカットされ，上述した「経済および社会の進歩と発展」，「バランスのとれた世界経済の拡大」という言葉が削除，そして何よりも途上国への経済支援を明記した第 2 目的が取り除かれた。こうして GATT 第 3 草稿の前文で述べられた目的は，第 2 草稿のそれと比較して，ITO ジュネーブ憲章草案の具体的な目的のひとつを表すものに限定された。すなわち GATT の具体的目的は「関税およびその他の貿易障壁の大幅引下げ，国際貿易における差別的な扱いの撤廃を目指す互恵的で相互に利益的な取決めに入ること」（ECOSOC, 1947d, p.14：本稿13ページ）とされたのである。つまり，ジュネーブ ITO 憲章草案の第 4 目的のすべてを中心とし，第 5 目的の一部「相互に利益的な原則」が「互恵的で相互に利益的な取決め」という表現に修正を加えられて，作成されたのである。そして図 2 に示した ITO 憲章の一般目標の下線部と第 1 目的の下線部が GATT 締約国の目指す目標となった。すなわち，より自由で無差別な貿易体制を互恵主義，相互主義に基づいて達成し，それを通じて，一般目標である生活水準の上昇，完全雇用，実質所得と有効需要の大幅かつ着実な増大，世界の諸資源の完全なる利用，財の生産と交換の拡大が齎されることになる。GATT 第 3 草稿の起草に際して，その前文をどのように改めたかについて関税交渉に関する作業部会は次のように説明している。

「前文は GATT の調印国の主要目的を述べるために再起草された。ITO 憲

章草案や来る国連の貿易雇用会議に関する言及は議定書（プロトコル）に移行されている。このようにして、GATT のテキストは通常の通商協定の形態にさらに一致するようになっている」（ECOSOC, 1947d, p.4）。

1-2 調印に関する議定書の作成 — 第2草稿第27条「付属文書（プロトコル）」のGATT 本体からの削除

ここで「議定書」について説明しておく必要がある。第3草稿では正式名称は「調印に関する議定書（Protocol of Signature）」と呼ばれ、GATT 条文の本体から切り離された。そもそも前稿で分析したように、GATT 第2草稿には付属文書と題する第27条が存在した。イギリスの主張に基づいて、挿入された条項であるが、ITO 憲章ロンドン草案の第1章第1条「一般目的」がそのままの形で書き込まれるとともに、ITO 憲章施行まで、その各章の諸原則と諸規定を遵守し、有効にすることが謳われていた（山本和人，2008年，33～34ページ，ITO 憲章ロンドン草案，第1章第1条の具体的内容については本稿14ページの注2）を参照のこと）。第3草稿では、上述のように前文が修正され、さらにITO 憲章とGATT の関係に直接言及した第27条を削除、新たに次のような「調印に関する議定書」が作成された。

調印に関する議定書

「オーストラリア、ベルギー、ルクセンブルク、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコ、フランス、インド、レバノン、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、シリア、南アフリカ、イギリスおよび北アイルランド、アメリカの各国政府は、本日、それぞれの代表団を通じて正式にGATT に調印した。そして国連貿易雇用会議がITO 憲章を採択し、それによってITO が創設されれば、GATT の前文に盛られた諸目的をもっとも達成できるという見解に達した。上記の政府は、準備委員会のメンバーとして、国連の経済社会委員会（ECOSOC）を通じて準備会議にITO 憲章草案を勧告した。また上記の政府はITO 憲章の施行まで、その権限の最大限度まで、ITO 憲章の諸原則を遵守することを約束する。なお、1948年11月1日にITO 憲章が施行されない場合、再度会合を開き、GATT を補足する方法について検討する」（ECOSOC, 1947d, pp.64-65）。

上記の原文から明らかなように、調印に関する議定書には、GATTの調印について、そしてITO憲章施行までのITO憲章の諸原則の遵守について謳われている。もっとも、GATTの調印をいつどこで行うかについては明記されていない。しかし、以下で明らかにするように作業部会の考えでは、ジュネーブ会議終了時に行うことが想定されていた。次にITO憲章の諸原則の遵守という表現は、第2草稿より簡素化されているが、ほぼ第2草稿のそれを踏襲しているといつてよい。調印に関する議定書は、GATTの調印と調印からITO憲章施行までの締約国の負うべき義務について述べたものと捉えることができよう。

これまで述べてきたことを整理すれば、図3-1、2のようになろう。図3-1は、GATT第2草稿とITO憲章ロンドン草案の関係を表示している。二つの円の重なり合う部分は、ITO憲章とGATTの目的が全く同じ形で示されていることを表している。つまり、ITO憲章の第1章第1条とGATTの前文および第27条とが共通項となっている。これによってGATT第2草稿は通商政策だけを扱う狭義の貿易協定ではなく、広義の貿易協定に近いことが理解できよう（もちろん、GATT条文には第16条国内雇用の維持が含まれている）。それに対して図3-2は、GATT条文（本文）から、ITO憲章との直接的関係を示す文言は、調印に関する議定書に移されたことを表している。GATT本文とITO憲章とは調印に関する議定書を介して結び付くという関係である。これによって、ITO憲章から独立して、GATT本文は通商協定としての意味を持つことになった。雇用条項も削除された。またGATTをITO憲章成立までの繋ぎ（暫定的な国際機関）と看做すことできる根拠として、GATT第1草稿では「暫定国際機関（Provisional International Agency）」が、そして第2草稿ではさらに具体的な形で「暫定貿易委員会（Interim Trade Commission）」という語句が使用されていたが、GATT第3草稿では、「締約国（contracting parties）」の委員会に変更され、第4草稿では「締約国団

図3 ITO 憲章草案と GATT 草案の関係

図3-1 ITO 憲章ロンドン草案と GATT 第2草稿の関係

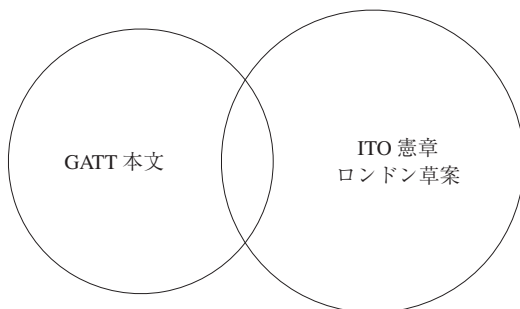
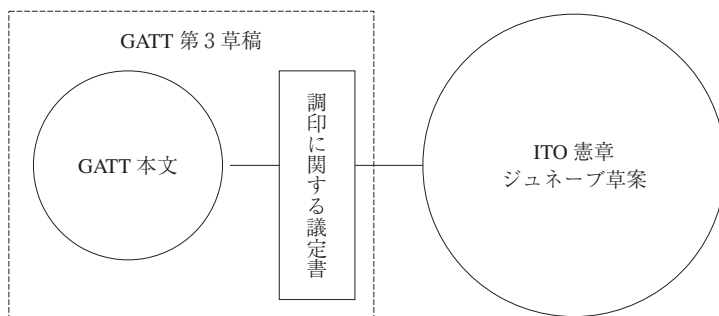


図3-2 ITO 憲章ジュネーブ草案と GATT 第3草稿の関係



(注) GATT 条文の多く(第Ⅱ部)は、ITO 憲章草案(図3-1ではニューヨーク会議で修正されたロンドン草案の第Ⅴ章「通商政策一般」の条文、図3-2では、ジュネーブ草案の第Ⅳ章「通商政策」)の条文を抜粋したものである。従って GATT は ITO 憲章の範疇に包摂されることになる。しかし、GATT 条文と ITO 憲章の条文の内容は、必ずしも一致するとは限らない。ITO への加盟を望む全ての国が貿易雇用会議(ハバナ会議)に参加し、ITO 憲章ジュネーブ草案がそれら諸国の意見を反映して修正されれば、ジュネーブで成立を企図されていた GATT 条文と齟齬をきたすからである。本文で示すように、こうした齟齬(つまりダブルスタンダード)が生じた場合どのように対処するのかについて、中核国間で大きな論議が巻き起こるのである。こうした事実を踏まえ、図3では、GATT 本文と ITO 憲章の通商関連の条文を分離する形で図式化した。

「(Contracting Parties)」なる言葉が生み出された。さらに GATT 完成案では、締約国団は締約国と区別を明確にするために大文字で CONTRACTING PARTIES と表記されるようになった〔図 4 を参照。山本和人，2008 の注 13) も見よ〕。また第 4 草案まで述べられていた締約国団と ITO との関係についても一切触れられなくなった³⁾(図 4 も参照せよ)。

従ってこの変更は非常に大きな意味を持つと考える。後に ITO 憲章が日の目を見ず、GATT が世界貿易の関係を律するルールを提供する役目を担うようになったとき、GATT 本文は ITO 憲章から独立しているために、そのルールを大きく変更する必要がない。しかも、調印に関する議定書には ITO 憲章が成立しない場合、GATT を補足する必要性について述べられている(本稿、19 ページ)。GATT は、ITO 憲章なしで、独り立ちできる構造を持つようになったのである。換言すれば、調印に関する議定書によって、GATT は ITO 憲章から独立した多国間通商協定としての一歩を踏み出す前提を獲得することになった。われわれのいうところの通商政策のルールだけを規定した狭義の貿易協定としての GATT は、第 3 草稿においてその基本形態が

3) GATT 第 1 草稿の第 1 条では、ITO 成立までは、「ITO に委任されることになる機能は、GATT 調印国の政府が任命する代表からなる暫定国際機関によって遂行される」(ECOSOC, 1946a, p.52) と述べられており、第 2 草稿では、第 22 条において、さらに具体的に暫定貿易委員会が、ITO 成立まで、GATT 本文と付属文書(第 27 条)の遂行のための権限を与えられるとし、ITO 設立後は、その権限は ITO に委譲され、委員会は解散するとされている(ECOSOC, 1947a, p.78)。他方、第 3 草稿では、第 23 条で、締約国の委員会という言葉を使用し、ITO の設立によって、締約国の委員会の機能が ITO に移行することを明記している(ECOSOC, 1947d, pp.58-59)。そしてこの立場は第 4 草稿の第 25 条においても踏襲されている(ECOSOC, 1947l, pp.57-58)。すなわち、第 4 草稿までは、多国間通商協定としての GATT の特徴が次第に前面に押し出されつつも、ITO に至る暫定国際機関としての GATT の性格も明確に条文から読み取ることができるのである。ところが、GATT 完成案になると、第 25 条では、締約国団と ITO との関係を述べた部分は削除された(ECOSOC, 1947m, pp.58-59)。後述するように GATT と ITO との関係についての記述はすべて、第 29 条「この協定と ITO 憲章との関係」に押し込められていく。GATT 本文と ITO 憲章との関係が次第に希薄化していくことが見て取れるのである(図 4 も参照のこと)。

図4 GATT 関連文書の変遷—GATT 第1草稿以降のGATT 関連文書の構造変化と ITO 憲章との関連

第1草稿 (1946年11月)
1. 本体 (I部, 7条構成)

第2草稿 (1947年2月)
1. 本体 (I部, 27条構成)

第3草稿 (1947年7月24日)
1. 本体 (III部, 32条構成)
2. 調印に関する議定書

第4草稿 (1947年9月13日)
1. 本体 (III部, 34条構成)
2. 調印に関する議定書
3. 暫定適用に関する議定書
4. GATT の議定書
5. ファイナル・アクト

完成草稿 (1947年10月4日)
1. 本体 (III部, 34条構成)
2. ファイナル・アクト
3. 暫定適用に関する議定書

1. 前文において ITO 憲章の一環として GATT 条文の作成を行うことを明記
2. 本文において ITO 憲章からの抜粋 (関税の引下げと特恵の撤廃, 国営貿易以外は明記せず) と ITO 成立までの暫定国際機関の設置について規定

1. 前文において ITO 憲章の一環として GATT 条文の作成を行うことを明記 (第1草稿と同じ)
2. 本文には, ITO 憲章の通商政策一般からの抜粋を中心とし, 雇用政策, 経済開発からの規定も明記し, ITO 成立まで暫定貿易委員会が GATT 運営の役目を遂行し, ITO 成立を持ってその機能を ITO に委譲する
3. 第27条「付属文書」において, ITO 憲章施行まで, ITO 憲章のすべての原則と規定の遵守を GATT 調印国は約束することを明記

1. 前文において GATT と ITO 憲章の関係に関する記述が削除される。自由・無差別主義に基づく貿易が世界の生活水準の向上と完全雇用を齎すと宣言する
2. 本文は三部構成をとり, 主に第II部は ITO 憲章の通商政策一般からの抜粋。第III部に第32条「暫定適用」を挿入
3. 第2草稿で述べられた暫定貿易委員会に委えて締約国の委員会という言葉を。第II部第23条「締約国の共同行動」において, 締約国の委員会が, ITO 成立まで GATT 運営の役目を負い, ITO 成立をもって, その機能を ITO に委譲することを規定
4. 第I部の条項は, ITO 憲章が成立し, 3分の2の締約国が同意した場合, ITO 憲章の当該条項によって置き換えられる。第I部の修正については, すべての締約国が同意した場合, 行われる
5. 第2草稿の第27条で述べられた ITO 憲章成立まで ITO 憲章のすべての原則と規定を遵守する義務は, ITO 憲章の諸原則について権限の最大限度まで (to the fullest extent of their authority) 遵守するという表現に変えられ, 第27条は「調印に関する議定書」として本体から分離されるとともに, ITO 憲章が施行されない場合, GATT を補完する必要性についても規定される
6. GATT はジュネーブ会議終了とともに調印されることを想定

1. 前文は第3草稿の内容を継承
2. 本文は第3草稿の3部構成を継承。条文は第II部に2つの条項が追加され, 全体で32条から34条になる (完成案と同じ条文数となる)
3. 第II部第25条「締約国の共同行動」において, 委員会 (Committee) に委えて締約国団 (Contracting Parties) という用語を使用。締約国団は, ITO 成立まで GATT 運営の役目を負い, ITO 成立によってその機能を ITO に委譲する (第3草稿と趣旨は同じ)。委員会という言葉はすべて削除
4. 第2草稿の第III部第32条「暫定適用」は, 本体から分離され, 「暫定適用に関する議定書」となる
5. 第II部の条項は, ITO 憲章が成立した場合, ITO 憲章の当該条項によって置き換えられる。第I部の修正については, すべての締約国が同意した場合, 行われる
6. 「調印に関する議定書」において, ITO 成立まで, 締約国は, その行政権の及ぶ最大限度まで (to the fullest extent of their executive authority), ITO 憲章の一般原則を遵守するという表現に変更
7. ファイナル・アクトを通じて, GATT 本体と議定書類 (第4草稿 1~4) の認証 (authentication) を行う
8. 第26条「調印, 効力発生, 登録」において GATT を1948年6月末日までに調印することとを明記

1. 前文は第4草稿の内容を継承
2. 本文の構成, 条文の数は第4草稿と同じ
3. 第II部第25条「締約国の共同行動」において, 締約国団について, ITO 成立までをカバーする役割についての記述が削除され, ITO との関係が曖昧にされる
4. ITO に関する記述は, 第III部第29条「本協定 (GATT) と ITO 憲章との関係」(カッコ内は筆者) に限定される。29条には, 第4草稿の「調印に関する議定書」の内容の一部である, ITO 成立までの締約国の約束, つまり, その行政権の及ぶ最大限度まで, ITO 憲章の一般原則を遵守することについて述べられる。さらに, 第II部の条項および第I部1条が, ITO 憲章成立によって, 原則的に ITO 憲章の当該条項に置き換えられることなど。また ITO が効力を発しない場合や効力に関する記述が追加。ITO という表現は第29条においてのみ使用される
5. 第4草稿「調印に関する議定書」が削除され, その一部が第29条に移行された結果, GATT 本体に対する調印に関する記述が消え, 「暫定適用に関する議定書」と「ファイナル・アクト」を通じて GATT 本体を認証する (authentication) という関係が出来るようになる
6. 「調印に関する議定書」の削除とともに, GATT 第26条のタイトルが「受諾, 効力発生および登録」へ変更される。GATT を1948年6月末日までに調印するという規定は削除される。これによって, GATT への調印という言葉は GATT 関連文書から消滅。GATT の認証, その暫定適用から, 調印という行為を飛び越え, 各締約国による GATT の受諾, そして全締約国の貿易額の85%以上を占める締約国が GATT を受諾したことをもって, GATT は効力を発するという関係が成立。GATT は, 調印の期日が設定されず, 従って受諾の期限も無期限となった

(注) GATT 第3草稿は, ジュネーブ ITO 憲章草案 (ECOSOC, 1947e) に従って, 8月30日付で修正案が提出されている (ECOSOC, 1947v) が, 訂正箇所は GATT 本体に限定され, 条文の数, 議定書類も変化がないので本図には記載しなかった。
(出所) ECOSOC, 1946a, pp.51-52, ECOSOC, 1947a, pp.65-80, ECOSOC, 1947d, ECOSOC, 1947i, 1947m, 1947n, 1947o より作成。

確立したといえる。次節では第3草稿の特徴についてさらに踏み込んで検討しよう。

2. I部構成からⅢ部構成への変更の理由と意義——暫定適用条項(第32条)挿入の必要性

GATT第2草稿と第3草稿の違いを際立たせるもう一つの特徴は、**図5**が示すように、第2草稿が第I部27条構成であるのに対して、第3草稿は、I部(第1条、第2条)、Ⅱ部(第3条～第21条)、Ⅲ部(第22条～第32条)から成っている点であろう。1995年まで戦後世界貿易のルールを提供したGATT条文の基本構造が第3草稿において出来上がったのである。

そしてGATT3部構成とその暫定適用、さらに第Ⅱ部に関して国内法の優先(いわゆる祖父権)について説明した第32条、いわゆる暫定適用(Provisional Application)条項は、GATTを特徴付ける非常に重要な条項であるので以下その全文を第3草稿から忠実に再現することにしよう。

第XXXII条 暫定適用

1. _____, ベルギー(本国), ルクセンブルク, _____, カナダ, _____, フランス(本国), オランダ(本国), イギリスおよび北アイルランド(本国), _____, アメリカの各政府は、1947年11月1日以降、暫定的に次のものを適用することになろう。
 - (a)第I部と第Ⅲ部
 - (b)既存の法律と矛盾しない限りにおいて本協定の第Ⅱ部。その他の調印国や上記政府の植民地・領土に関して当該政府は、1947年11月1日以後できるだけ早く同様の行動をとるべきである。
2. 本協定の最終的施行まで、締約国は国連の事務長への書面による60日の通知で、本協定の全部または一部について、暫定適用を撤回できる。

以上の証拠として、各代表団は、その全権委任状を示し、それが正当かつ適切であると認められた場合、この協定に調印し、捺印する。

英語とフランス語で二つの書類が、1947年__月__日にジュネーブで作成され、それらは正文とされる。

このためにいくつかの法的手続きが加えられなければならない _____

_____ (ECOSOC, 1947d, pp.63-64)

見られる通り、条文は未完であるが、その骨格は GATT 最終案（後述するように GATT 第32条暫定的適用条項は、議定書として独立する）のそれと同じである。第32条の概略を示せば次のようになろう。ベルギー、ルクセンブルク、カナダ、フランス、オランダ、イギリス、アメリカ、つまり「関税交渉に関する作業部会」の構成国（加えてベルギーとルクセンブルク、なおオーストラリアはこれより遅れて暫定適用条項を承認：後に述べるキー・カントリーズ）は、(a)GATT 第 I 部と第 III 部について、(b)第 II 部については現行の法令と合致する最大限度において、1947年11月1日以降、暫定的に適用することを約束する。そしてその他の政府（ジュネーブ関税交渉に参加した上記政府以外の中核国グループ）もできるだけ早く同様の行動をとることを約束する（ECOSOC, 1947c, p.63）。上述のように、第3草稿の第32条は、GATT を特徴付ける、国内法の優先を規定したいわゆる「祖父権（Grandfather rights）」を中心として、GATT を暫定的に適用することを認めたものである。従来の研究は、この祖父権条項を GATT の柔軟性（柔構造）と捉え、GATT が戦後貿易の枠組みを長きにわたって支えることができた理由の一つに挙げている（鳴瀬氏は、GATT 原則自体が非現実的な世界認識に立っていたことを根拠にして、GATT 存続の理由を明らかにされている⁴⁾）。

4) 鳴瀬氏は、GATT は非現実的な比較生産費原理をその原則としているがゆえに、現実の非対称的世界経済の構造に対応できず、その原則の破壊要因に対して、「防御手段を持って立ち向かうのではなく、破壊要因をさっさと自分の外へ放り出し続け……世界貿易における勢力圏を自ら狭めながら存続してきた」（鳴瀬成洋，1989年，97ページ）と指摘されている。また成功を取めたとされる関税引下げ交渉にしても、GATT が提供したのは関税交渉の場であり、交渉の原則あるいは問題解決の原則を提供したのではない（同氏，99ページ）。氏が同稿を執筆されたのは、貿易摩擦の激化によって GATT の存続が危ぶまれていた 80 年代末のことであり、氏の問題意識は、GATT 枠外で激増していた二国間協定を巡る評価であったと考えられる。しかし、戦後世界貿易体制の成立過程に焦点を当てたわれわれの問題意識に鑑みても、氏の指摘は示唆に富む。すなわち、戦後過渡期において、何度も指摘してきたように、イギリスを始めとする西欧諸国は、戦後復興問題や雇用問題に神経を集中し、オーストラリアを中心とする当時の途上諸国も雇用および経済開発問題を中心に据えて、交渉に臨んでいた。こうした戦後過渡期の非対称的

しかし、なぜ、暫定適用条項を導入せざるを得なかったのか、また、なぜ、祖父権条項を挿入せざるを得なかったのか、それに加えて GATT への調印（具体的には暫定適用に関する議定書とファイナル・アクトへの調印）がジュネーブ関税交渉に参加した中核国グループ全体（23カ国）ではなく、上記の8カ国（いわゆるキー・カンTRIES）に限定されたのか、については、わが国において必ずしも明確な説明がなされているとは思えない⁵⁾。われわ

な世界経済において、GATT が純粋な通商協定（いわゆる狭義の貿易協定）に限定され、しかもより自由で無差別な世界貿易体制の構築を目指すという目的が前面に押し出されれば、アメリカおよびカナダを除いて、GATT 規定を受け入れる中核国は存在しないであろう。事実、アメリカとて、厳格に GATT 第 II 部を受け入れることは不可能であった。従って GATT に、祖父権を設定し、暫定適用規定を挿入することによって、中核国グループの同意を得ること（もちろんそれは以下で説明するように互恵通商協定法更新の期限が差し迫っていたからである）が不可欠となったのである。この中で、ジュネーブ関税交渉は、崇高な GATT 原則（抽象的な自由・無差別原則）の達成を目指して行われたというより、国益と国益の激しいぶつかり合い、氏の言葉を借りて言えば、「押し付け合いの中で問題の解決が図られ……交渉参加者は誰も戦略的、便宜的となった」（同氏、99 ページ）のである。この戦略的、便宜的なる具体的内容については、ジュネーブ関税交渉を巡る米、英、英連邦諸国の6カ月に及ぶ駆け引きを分析した山本和人、2010年を参照のこと。

5) 津久井茂克氏は、「暫定適用に関する議定書」（後述するように GATT 第 32 条の暫定適用条項は議定書として独立する）の作成理由を次のように述べておられる。「一般協定（GATT）は、ITO 憲章の規定の一部を取り入れつつ、ITO 憲章の発効までの間、これに先立って 1948 年 1 月 1 日より実施することが想定されていたものであり、かつ ITO 憲章自体が 1947 年 11 月以降ハバナで開催される国連貿易雇用会議において修正されることが考えられていたために、各国が、国内法改正を自国の立法府に求めようとしなかったことは容易に想像がつくところである。他方、ガットの関税譲許の効果を侵害し得る各国における他の多くの貿易規則については、各国の現行法令に抵触しない最大限度の範囲において、関税譲許の効果を尊重するとの考え方に立って、この暫定的適用に関する議定書が策定されたものと考えられる」（津久見茂克、1993、810 ページ：傍点は筆者）。氏の説明では、各国が GATT を ITO 憲章発効までの繋ぎと考えたために敢えて国内法の改正を行おうとはしなかった。しかしそれは推測の域を越えるものではないこと（傍点部分）を明記されている。つまり、氏が、暫定適用の理由を、GATT が ITO 成立までの間に合わせ的な存在であった点に置かれているのは、実証研究から導き出された結論ではないということである。確かに、GATT 条文の批准と ITO 憲章条文のそれを各国の議会に別々に求めることは、2重の手間であり、表面的にみれば、ITO 憲章の調印後、同時に実施すれば、問題は一度で処理できることになろう〔これは GATT

れはベールに包まれた多国間通商協定 GATT 誕生の経緯に関する最終局面をジュネーブ会議後半に焦点を当て、おもに ECOSOC 関連の原史料を読み解く作業を通じて明らかにしたい。

すでにわれわれは、関税交渉に関する作業部会が、中核国グループに対して、GATT 施行に当たっての問題点を巡る質問状 (ECOSOC, 1947c) を1947年6月18日付で送付したことに言及した。その質問状に対する各国政府の解答から、関税交渉に関する作業部会の報告書が導き出した結論は、「GATT の調印からおよそ6カ月間はその施行が不可能なこと」(ECOSOC, 1947d,

条文と ITO 憲章の当該条文が完全に一致しているという仮定に立ってである。実際、ITO 憲章は GATT 条文の完成時 (ジュネーブ会議) には、まだ加盟を希望する諸国によって審議もされていないのであるから (ハバナ会議で審議されることになる)、変更される可能性があった)。実際は、以下で見るように、GATT は ITO 憲章とは別に、調印、批准そして施行に向けての明確なプログラムが準備されていた。われわれは、以下で見るように、暫定適用条項作成の理由を、次の視角から分析すべきであると考えている。

つまり、なぜ、来る貿易雇用会議 (ハバナ会議) で ITO 憲章の最終案の策定が決定しているのに、それと重複する未完成の規定を多く入れてまで、予め GATT を成立させなければならなかったのか? 以下で考察するように、この問題は、この間の事情をよく理解していない中核国から、GATT と ITO 憲章 (ハバナ憲章) との重複規定 (ダブルスタンダード) が混乱を持たすとの批判を生むことになる。また暫定適用条項を挿入したのは、単に ITO 憲章成立までの繋ぎという GATT の過渡的性格、言い換えれば GATT を仮初の取決めと見做したからではない。同条項を導入してまで、ジュネーブにて是が非でも GATT を成立させなければならない切羽詰まった理由がアメリカにあったこと、この点を明確にすることによって、戦後貿易システムの本質を理解できると考える。

これから明らかにするように、GATT およびジュネーブ関税引下げ交渉の結果をできるだけ速やかに実施に移すことは、アメリカにとって戦後貿易システムの総仕上げに向けて必要不可欠な作業であったこと、この作業に失敗することは、システムの形成を大きく遅らせるか、または最悪の場合、システム自体の不成立に帰着する。アメリカとしてはどうしても GATT とジュネーブ関税交渉の結果を、即時、実施に移す必要があった。暫定適用の理由は、こうしたアメリカの思惑と、その他諸国 (アメリカを含めて) が国内の手続き上の問題から GATT の規定をすぐさま実行に移すことができない (あるいはその裏には明らかに実施を望まない考えがあった) ことにあったこと、敢えて GATT の正式な調印と批准を強行すれば、議会で否決される可能性があったことによる。こうした視角から暫定適用の問題を分析する必要がある。

図5 GATT 本体に関する第3草稿、第4草稿、完成(オリジナル)案の比較

GATT 第3草稿		GATT 第4草稿		GATT 完成〔オリジナル〕案			
前	文	前	文	前	文		
I 部	第1条 最恵国待遇 第2条 譲許スケジュール 第3条 国内税および規制に関する内国民待遇 第4条 通行の自由 第5条 反ダンピングおよび相殺関税 第6条 関税目的に関する評価 第7条 輸出入に関する手続き 第8条 原産地証明 第9条 貿易規制の公表と管理一規制に関する事前の通知 第10条 数量制限の撤廃 第11条 国際収支擁護のための制限 第12条 数量制限に関する無差別的な管理 第13条 無差別主義の例外 第14条 為替協定 第15条 補助金 第16条 国営貿易企業に関する無差別待遇 第17条 経済開発に関する調整 第18条 特定品目の輸入に関する緊急行動 第19条 一般的例外 第20条 協議 第21条 無効化または侵害	I 部	第1条 最恵国待遇 第2条 譲許スケジュール 第3条 国内税および規制に関する内国民待遇 第4条 映画フィルムに関する特別規定 第5条 通行の自由 第6条 反ダンピングおよび相殺関税 第7条 関税目的に関する評価 第8条 輸出入に関する手続き 第9条 原産地証明 第10条 貿易規制の公表と管理 第11条 数量制限の撤廃 第12条 国際収支擁護のための制限 第13条 数量制限に関する無差別的な管理 第14条 無差別主義の例外 第15条 為替協定 第16条 補助金 第17条 国営貿易企業に関する差別待遇 第18条 経済開発に関する調整 第19条 特定品目の輸入に関する緊急行動 第20条 一般的例外 第21条 安全保障上の例外 第22条 協議 第23条 無効化または侵害	I 部	第1条 最恵国待遇 第2条 譲許スケジュール 第3条 国内税および規制に関する内国民待遇 第4条 映画フィルムに関する特別規定 第5条 通行の自由 第6条 反ダンピングおよび相殺関税 第7条 関税目的に関する評価 第8条 輸出入に関する手続き 第9条 原産地証明 第10条 貿易規制の公表と管理 第11条 数量制限の撤廃 第12条 国際収支擁護のための制限 第13条 数量制限に関する無差別的な管理 第14条 無差別主義の例外 第15条 為替協定 第16条 補助金 第17条 国営貿易企業に関する差別待遇 第18条 経済開発に関する調整 第19条 特定品目の輸入に関する緊急行動 第20条 一般的例外 第21条 安全保障上の例外 第22条 協議 第23条 無効化または侵害	I 部	第1条 最恵国待遇 第2条 譲許スケジュール 第3条 国内税および規制に関する内国民待遇 第4条 映画フィルムに関する特別規定 第5条 通行の自由 第6条 反ダンピングおよび相殺関税 第7条 関税目的に関する評価 第8条 輸出入に関する手続き 第9条 原産地証明 第10条 貿易規制の公表と管理 第11条 数量制限の撤廃 第12条 国際収支擁護のための制限 第13条 数量制限に関する無差別的な管理 第14条 無差別主義の例外 第15条 為替協定 第16条 補助金 第17条 国営貿易企業に関する差別待遇 第18条 経済開発に関する調整 第19条 特定品目の輸入に関する緊急行動 第20条 一般的例外 第21条 安全保障上の例外 第22条 協議 第23条 無効化または侵害
II 部	第22条 領土上の適用—国境貿易, 関税同盟 第23条 締約国の共同行動 第24条 施行 第25条 利益の留保と撤回 第26条 スケジュールの修正 第27条 改正 第28条 脱退 第29条 以前の国際義務に対する立場 第30条 締約国の地位 第31条 加入 第32条 暫定適用	II 部	第22条 領土上の適用—国境貿易, 関税同盟 第23条 締約国の共同行動 第24条 調印, 施行, 登録 第25条 利益の留保と撤回 第26条 スケジュールの修正 第27条 停止と代替 第28条 改正 第29条 脱退 第30条 締約国の地位 第31条 加入 第32条 締約国の地位 第33条 加入 第34条 付録	II 部	第22条 領土上の適用—国境貿易, 関税同盟 第23条 締約国の共同行動 第24条 調印, 施行, 登録 第25条 利益の留保と撤回 第26条 スケジュールの修正 第27条 停止と代替 第28条 改正 第29条 脱退 第30条 締約国の地位 第31条 加入 第32条 締約国の地位 第33条 加入 第34条 付録	II 部	第22条 領土上の適用—国境貿易, 関税同盟 第23条 締約国の共同行動 第24条 調印, 施行, 登録 第25条 利益の留保と撤回 第26条 スケジュールの修正 第27条 停止と代替 第28条 改正 第29条 脱退 第30条 締約国の地位 第31条 加入 第32条 締約国の地位 第33条 加入 第34条 付録
III 部		III 部		III 部			

(出所) ECOSOC, 1947d, 1947f, 1947m より作成。

p.8)であった。つまり、各国はそれぞれの国内手続きを踏む必要から、GATTの施行が遅れるということであり、それはその間、ジュネーブ関税交渉の結果を実施できないことを意味する。報告書は、ジュネーブ交渉から生じる利益を世界に対して早期に証明して見せることが望ましい (*Ibid.*, p.8)と述べ、第32条挿入の正当性を説明している。

ここでわれわれは6カ月間のブランクの持つ意味をさらに深く検討しなければならないであろう。

前稿で分析したジュネーブ関税引下げ交渉において、アメリカがイギリスに対して譲歩した形で交渉を決着させたのは、アメリカの互惠通商協定法更新の期限が差し迫っていたという切羽詰まった状況にあったことを考慮に入れなければならない。アメリカ政権にとって、互惠通商協定法の期限が切れる1948年6月までに、GATTを何らかの形で成立させるとともに、それに基づいた関税スケジュールを実施しておかなければ、議会の情勢如何で、大戦中から努力を傾注し、最終段階に来ていた貿易システム構築が水泡に帰す可能性があった。暫定的適用条項、祖父権そしてキー・カンTRIESによるGATT調印に向けての積極的主導はこうした脈絡で考えることができよう。しかし、各国は、こうした第3草稿をもってしても、GATTの即時施行に難色を示したのである。さらにGATTは書き換えられなければならない。次項でわれわれはそのプロセスに焦点をあてることにしよう。

2. GATT 条文作成の第2プロセス——関税協定委員会の形成から GATT 関連文書の完成と認証に向けて

①関税協定委員会の形成とGATT第3草稿の評価を巡って

1. 関税協定委員会の形成

5カ国の代表からなる関税交渉に関する作業部会が7月に完成させたGATT第3草稿は、各国代表長からなる委員長会議 (Chairman's Committee)

に提示された。委員会会議において、GATT 第3草稿の詳細な検討を目的として、すべてのジュネーブ会議参加国による「関税協定委員会 (Tariff Agreement Committee) : TAC」の設立が決定された (ECOSOC, 1947k, p.11)。議長には、関税交渉に関する作業部会と同様に、カナダのウィルグレスが就いた。ウィルグレスは、第1回目の会議の冒頭で、GATT 第3草稿の第I部と第III部に注目し、ITO 憲章草案からの抜粋に依拠した第II部についてはその後の会議に任せるという方針を説明した (ECOSOC, 1947h, E/PC/T/TAC/SR/1, p.1 および ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/1, p.3)。したがって、関税協定委員会は、8月5日の最初の会議を皮切りに、9月にかけて計28回の会合をもったが、委員会では、GATT の基本原則や GATT 全体の構成それに発効に向けての手続きが最初に話し合われることになった。また会議の議事録から、ビルマ、セイロン、南ローデシア、パキスタン以外の19カ国の代表が発言を行っていることがわかる。ビルマ、セイロン、南ローデシアは当時イギリスの管轄下にあったが、ECOSOC の資料に従えば、1947年8月1日付の決議で、イギリスを通じて、貿易雇用会議への参加を認める招聘状をそれら諸国に送ることが決定された (ECOSOC, 1947j, p.71)。こうしたことから、上記4カ国が委員会に出席していたかどうかは不明である。

さて、以下で考察するように、GATT 第3草稿は、各国の代表にすんなりと受け入れられたのでなかったことを強調しておく必要がある。会議の記録は、多国間通商協定を作り出す困難さを如実に示すものとなっている。GATT 第3草稿は、さらなる修正を加えられることになるのである。本節では、GATT 第3草稿が受けた変更について、各条項の細かなそれに焦点を当てるといふより、GATT を成立に導くために、どのような仕掛けが施されたのかを中心に検討することにした。

上述したように関税協定委員会は、28回の会議を開いたが、そのうち最初の6回までは、GATT の構造上の問題点や発効に向けての手続き上の問題に

ついて、各国代表の見解が述べられている。われわれはまずこの6回の会議内容と、その会議の論点およびその結果を纏めた2つの報告書 (ECOSOC, 1947f および ECOSOC, 1947g) に注目することにしたい。

2. GATT 第3草稿の修正

1947年8月15日付の関税協定委員会の研究報告書は、GATT 第3草稿に関わる問題で、まず解決すべき「根本的な論点 (fundamental issues)」について、7つの項目を列挙している (ECOSOC, 1947f)。報告書は、7つの項目について、GATT の各条文の修正に入る前に、ジュネーブ会議参加国の間で合意に達しておかなければならない問題であると述べている (*Ibid.*, p.1)。7つの項目とは、1. 経済社会理事会 (ECOSOC) へ承認を得るための GATT 提出の可否 2. ジュネーブで GATT 調印を行う重要性を巡って 3. GATT および ITO 憲章の調印と批准の暫定的タイムテーブル 4. GATT の暫定適用の実施について 5. GATT 第II部の扱いについて 6. ITO 憲章の施行が GATT に及ぼす影響 7. ITO 憲章履行の義務を GATT 文書に明記する必要性について である (*Ibid.*, pp.2-17)。関税協定委員会での討論は、以上の7項目に沿って進められた。そして7項目についての議論から、暫定的な結論が得られた。1947年9月1日付の関税協定委員会の研究報告書は、その結論について項目ごとに纏めている (ECOSOC, 1947g, pp.1-5)。GATT 第4草稿の構成と手続きは、この2つの研究報告書に従って作成された。

われわれは本項において、研究報告書に述べられた7項目の中から、GATT 成立の特異性と GATT の本質をよく表していると考えられる項目を中心に検討を加えたいと考える。それらは、第2項のジュネーブ会議での GATT 調印問題、第4項の暫定適用を巡る問題、6項の GATT 第II部の扱いについて、そして第7項の ITO 憲章履行の義務を GATT 文書に明記する必要性を巡る論争である。もっとも、以上の項目は、別個のものではなく、互に関連性を有しており、総体的に把握することを通じて、GATT 成立とその本質を理

解できる。

こうした認識に基づいて、以下では、まずは GATT の調印問題に焦点を当てることしよう。

2-1 ジュネーブでの GATT 調印の必要性和その矛盾 — ファイナル・アクトの考案

そもそも、わが国における GATT 運用に関する一般的理解は、それが ITO 憲章成立までをカバーする役割を担う暫定的な存在であったという点であろう。実際にわれわれが検討してきたように、GATT（正確には多国間関税交渉）は、アーロンソンやハートがツー・トラック・アプローチと名付けたように、ファースト・トラックとしての GATT は、セカンド・トラックの国際貿易機構に吸収されるべきものであった（Aaronson, 1996, pp.62-63. Hart, 1995, p.36.）。しかし、ここでわれわれが提起したいのは、暫定的なる意味を、別の視点で捉えることである。一般的に指摘されるように ITO 憲章成立までを扱う暫定協定としてではなく、われわれが本稿で分析してきたように、GATT 第3草稿に挿入された暫定適用条項は、決して ITO 憲章成立までをカバーすることを目的として導入されたのではなく、GATT を即時実施に移すためにとられた苦肉の策であったといえる。いわば、史上初の多国間通商協定を成功裏に導くために、アメリカを中心とする関税交渉に関する作業部会の5カ国が考案した方式であった。これは ITO 憲章と直接関係を有するものではない。あくまで GATT を即時何らかの形で実施に導くための手段であったと理解してよい。

以上のようにわれわれは暫定的なる意味を二つの方向で捉える視角を持つ必要があると考える。その際、われわれが強調したいのは、第1の視角つまり、GATT が ITO 憲章までをカバーするという暫定的な性格を、次第に希薄化させていく過程である。すでに分析したように、GATT は、その書き換えを経るに従って、ITO 憲章との関連性を弱めていく。換言すれば、ITO 憲

章から独り立ちして存在できる多国間通商協定としての地位を固めていくのである。われわれはその過程を具体的に検討している途上にある。さてこのように、GATT の存在を捉えれば、ここで考察しなければならないのは、第2の視点、GATT 第3草稿に盛られた第32条「暫定適用条項」の存在であろう。すでに触れたが、GATT の暫定適用とは、関税交渉に関する作業部会5カ国を中心とするキー・カンTRIESが先行して、とりあえず、GATT を受諾することなく、実施するというものであった（詳しい検討については次項で行う）。しかし、図4にも示したとおり、GATT 第3草稿には、「調印に関する議定書」（その邦訳については19ページ参照）が存在し、そこではGATT の調印について謳われていたのである。もっとも、その調印をいつどこで行うかについては明記されていなかった。

しかし、関税協定委員長ウィルグレスの配布した上述の資料には、第2項においてジュネーブ会議終了時にGATT を調印することの重要性について述べられていた（ECOSOC, 1947f, pp.2-5）。つまり、ジュネーブ会議が終結次第、キー・カンTRIESは暫定適用によってGATT を即時実施するとともに、すべての締約国はGATT に調印することによって、国内においてGATT 受諾（批准）に向けての手続きを行うことを約束するというシナリオが描かれていたのである。ちなみにこのシナリオの詳細については、関税協定委員会の報告書の第3項「暫定的タイムテーブル」において、GATT の施行までの道筋が記されている⁶⁾。注6)の表Aに示したように、まずジュネーブ会議においてGATT に調印し、それから1948年4～6月に批准（受諾）し、施行に移すというタイムテーブルが準備されていたのである。暫定

6) 暫定適用によるGATT の施行から批准を通じた正式施行についてのタイムテーブルは、GATT 第3草稿の検討開始時（表A）と、その検討が第4草稿作成の最終局面を迎えた時点（表B）では、いくつかの相違点はあるにせよ、ITO 憲章の批准前に、GATT の調印そして施行を終了することが予定されていたのである。こうしたタイムテーブルにおいても、GATT は、ITO 憲章がたとえ成立しなくとも、独り立ちできる多国間通商協定としての意味をもっていたことが理解できる。

適用はとりあえずの措置であり、暫定適用と並行して調印手続きをとり、批准行為を経て正式に GATT を発足させる手順が想定されていたのである。こうした考えは、修正を加えられつつ、第4草稿にも受け継がれていくのである〔修正されたタイムテーブルについては注6〕の表 B を参照のこと〕。なお、GATT の施行と ITO 憲章のそれについての日程は明記されているが、GATT と ITO 憲章の相互の関係、すなわちツー・トラック・アプローチでされたファースト・トラックのセカンド・トラックへの合流についての日程については何も示されていない点にも注目しておく必要がある。

これに対してオーストラリア代表のチームズは、調印をジュネーブで行うことに反対した。オーストラリア代表団は、GATT は、オーストラリア政府の支持を受けておらず、従ってジュネーブにおいて GATT に調印できない

表 A GATT の調印から批准そして ITO 憲章の交渉から批准に向けて〔1947年8月15日付〕

1. GATT の調印（9月10～30日の交渉の結果を検討した後で）	1947年9月30日
2. GATT の完全テキストについて同時公表	1947年11月15日
3. 世界貿易会議（ハバナ会議）の開催	1947年11月21日
4. 暫定適用を通じた GATT の施行	1947年11月15日
5. 世界貿易会議（ハバナ会議）の終了	1948年1月15日
6. 批准を通じた GATT の施行	1948年4～6月
7. ITO 憲章の批准	1948年8月

（出所）ECOSOC, 1947f, p.6.

表 B GATT の調印から批准そして ITO 憲章の交渉から批准に向けて〔1947年9月1日付〕

1. (a) ジュネーブにおけるファイナル・アクトの調印	1947年9月30日
(b) GATT および GATT の暫定的適用に関する議定書を調印に向けて公開	1947年9月30日
2. 暫定的適用に関する議定書の調印終了	1947年11月10日
3. GATT の完全テキストをすべての付属スケジュールを含めて公表（GATT はこの期日まえには議会に提出されない）	1947年11月17日
4. 世界貿易会議（ハバナ会議）の開催	1947年11月21日
5. 暫定的適用を通じて GATT を施行	1948年1月1日
6. 世界貿易会議（ハバナ会議）の終了	1948年1月15日
7. GATT の調印終了	1948年2月28日
8. 批准を通じた GATT の施行	1948年4～6月
9. ITO 憲章の批准	1948年8月（およそ）

（出所）ECOSOC, 1947g, p.3.

主張したのであった。この見解に対してブラジル、インド、ニュージーランドが同調した (ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/4, p.7)。こうした調印に対する反対論が出る中で、ウィルグレス議長は、法律顧問との協議の上で、調印とは、当該政府が GATT テキストの「認証 (authenticity)」に合意するだけであって、正式に調印することを意味するものではないと回答した (傍点は筆者：ECOSOC, 1947f, pp.4-5)。

ファイナル・アクトの考えはこうしたやり取りの中から生まれたものである。それは、ジュネーブでの調印に躊躇する諸国 (関税交渉に関する作業部会のメンバー以外) と調印にこぎ着けようとする国 (アメリカ) の妥協の産物であったといえる。ファイナル・アクトの提案は、オーストラリアのチームズによって行われた。彼の説明によれば、ファイナル・アクトとは「実際行われたことを簡潔に記録し、認証されたテキストを添付したものを記録した文書」に各国代表団が調印すること (ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV4, 1947 p.12) である。

ここで初めて GATT への「認証」という用語が使用されるのである。それでは認証とはいったい何なのか? 前述した関税協定委員会の研究報告書 (ECOSOC, 1947f) をベースに、関税協定委員会が検討した結果を述べた報告書は次のように述べている。「GATT テキストをジュネーブで認証すること。実際行われたことを簡潔に報告し、GATT の完全テキストを添付したファイナル・アクトが存在すべきである。ファイナル・アクトは、全く形式的な文書であり、各国代表団が GATT テキストを認証するだけである。各国代表は、検討のために GATT をそれぞれの政府に提出することになる。いったんファイナル・アクトが調印されれば、規定やスケジュールに関するそのテキストの修正は不可能となる」 (ECOSOC, 1947g, p.1)。この文書が示すとおり、認証とは、ジュネーブに集まった各国の代表団が GATT 文書を承認するという行為であり、政府が直接コミットするものではない。この点

で認証という行為は調印以前の段階にあることを意味すると解することができよう⁷⁾。

ファイナル・アクトの挿入は、GATT に対して留保を申し出た中核国諸国が如何に多数いたかを示す証拠といえよう。そこで GATT の即時調印を目指すアメリカは、暫定適用条項に対する修正案を提出することになるのである。

2-2 暫定適用条項から暫定適用に関する議定書へ — キー・カンントリーズ先行論

関税協定委員会において GATT 第 3 草稿を提示された中核国諸国は、暫定適用条項に注目した。口火を切ったのはオーストラリア代表のクームズであった。彼は、暫定適用条項の挿入を「巧妙な思いつき」と評価した (ECOSOC, 1947h, E/PC/TAC/SR/1, p.1)。そのうえで、暫定的な施行にせよ、オーストラリアでは、議会での事前の協議なしに、実施できるかどうか疑わしいと述べた (*Ibid.*, p.2)。その他の代表 (チェコ, ブラジル, ノルウェー, 中国) も同様の意見を述べている (*Ibid.*, pp.2-5)。また関税交渉に関する作業部会のメンバーとしてアメリカとともに GATT 第 3 草稿の作成に関わったイギリスですら、暫定的であっても、GATT を直ぐに発効させること (GATT 第 3 草稿では 11 月 1 日となっていた) は不可能であり、ジュネーブでの調印はその発効について明確な約束を伴わない形で行うべきあると考えていた [International Conference on Trade and Employment: Havana (1947-48b), Clayton to Wilcox, p.3]。アメリカ団長のクレイトン国務次官は、イギリス外務省がこうした見解をとったのは、極端なドル不足に見舞われ、GATT の発効を明確に約束できる状況にないからであると説明している。そしてジュネーブにい

7) ジャクソンによれば、1947 年当時では、ファイナル・アクトは GATT を認証するだけの行為であったが、1967 年のケネディ・ラウンドのファイナル・アクトからは、調印国の政府に対して、様々な憲法上の手段を通じて、批准を模索する明確な義務を課すようになった (Jackson, 1969, p.82)。

たウィルコクス次席代表に対して、その他の諸国も同じような留保を行うであろうと述べている (*Ibid.*, p.3)。クレイトンが述べたとおり、オーストラリア代表のクームズも、ジュネーブでの $\dot{G}\dot{A}\dot{T}\dot{T}$ 自体への調印の意思がないことを明確にしている (ECOSOC, 1947i, P/EC/T/TAC/PV/5, p.33)。われわれは、こうしたイギリスを始めとする中核国諸国の考えが、最終的に GATT 本体に対する調印ではなく、ファイナル・アクトと暫定的適用に関する議定書への調印という新たな手続きを導くことになったと理解している。

ところで、アメリカにとって GATT の発効が大幅に遅れることになるという危険性は、同時に行われていたジュネーブ関税交渉が各国、特にイギリスの抵抗によって決裂の淵まで追い込まれていたこととも大きな関連性を持っていた。アメリカの求める、より自由で無差別な貿易体制の設立に対して、中核国グループは明らかに消極的な反応を示していたといえる。こうした状況の中、すでに前稿で分析したように、アメリカはジュネーブ関税交渉においてイギリスに譲歩した形で交渉を決着させた (山本和人, 2010)。これをトイヤジラーはイギリスの勝利と結論付け (Toye, 2003, Zeiler, 1997)、アメリカのヘゲモニーに疑問を呈していた。しかし、われわれはこれをアメリカの世界経済戦略の一環として理解しなければならない。世界が東西冷戦という新たな段階に入る中、ヨーロッパ諸国が経済危機に呻吟する状態にあって、アメリカ (国務省) の貿易理念である自由・無差別貿易体制を即時受け入れることのできる諸国はなかったといえよう。アメリカはジュネーブ関税交渉においてほとんど英帝国特惠関税制度について無傷のままの温存を許し、他方、西ヨーロッパ諸国に対しても、GATT 原則と一見矛盾する関税同盟の形成を促し⁸⁾、もって西ヨーロッパの復興を援助しようとしていた。こうしてアメリカの掲げる自由・無差別原則は、新たな時代の到来の中で、修正を余儀なくされ⁹⁾、西欧先進国が共有できる理念、それをラギー (Ruggie, J.G.) の言葉を借りていえば「エンベッテド・リベラリズム」へと変貌、修

正されていくのである（エンベッテド・リベラリズムの概念については山本和人，2009，430～434を参照のこと）。

アメリカは、兎も角も GATT 交渉を失敗に終わらせることはできなかった。世界情勢がそれを許さない状況にあったからである。どうしてもアメリカはジュネーブで GATT に調印し、間髪をいれずその実行（その形はアメリカの構想してきたものでないにしろ）に移さなければならなかった。アメリカ代表団のブラウン（Brown, W.G.：ブラウンについては，山本和人，2008，505ページ参照）は，あくまでもジュネーブでの GATT 調印に固執した。既に述べたように，アメリカにとって1948年6月の互惠通商協定法の更新までには，GATT を形ある協定として施行に移すことが戦後の世界貿易体制の確立に向けて必要不可欠な作業であった。ブラウンは，できるだけ多くの国が GATT に調印し，その他の諸国も11月中にそれに追従すべきであると述べている（ECOSOC, 1947h, E/PC/T/TAC/SR/1, pp.5-6）。

ところで暫定的適用とは正確に何を意味するものなのか？その用語自体に各国代表団は戸惑った。関税協定委員会の研究報告書は，第32条「暫定適用」に関連して，前述した GATT に対する調印について，当該政府が GATT テキストの「認証（authentication）」に合意するだけであって，当該政府が正

8) アメリカが，GATT または ITO 憲章案の例外規定を用いてヨーロッパに関税同盟の形成を模索していたことは，別稿で詳述するつもりであるが，それに関する第1次史料についてはアメリカ・ナショナル・アーカイブズ（NARA）が保有している。International Conference on Trade and Employment：Havana, 1947-48c および International Conference on Trade and Employment：Havana, 1947-48d に収められている多くの資料，報告書から，アメリカが，GATT 第24条や ITO 憲章草案（ジュネーブ草案第42条）を使って，西欧に関税同盟の形成を模索していた事実を詳細に知ることができる。

9) 最近の研究では，冷戦の激化につれて，アメリカ自身がむしろ積極的に無差別主義からの逸脱を模索していた事実が明らかにされている。チェイス（Chase, K.）は，アメリカがカナダとの自由貿易協定の締結を秘密裏に進めていた事実を公文書に依拠しつつ，明らかにしたうえで，この協定を成立に導くため，GATT 24条に，自由貿易地域の形成を容認する規定を挿入したのは他ならぬアメリカであったという事実に初めて光を当てている（Chase, 2006）。

式に調印することを意味するものではないという理解を示したうえで、暫定適用条項の第1パラグラフに明記された諸国だけが、GATTの暫定適用を約束すると説明した(ECOSOC, 1947f, pp.3-5)。それらの諸国とは、米、英、仏、オランダ、カナダ(以上は関税交渉に関する作業部会の構成国)を中心とし、ベルギーとルクセンブルクの7カ国であった。

こうした中で、アメリカは、まず十分な貿易規模を誇る諸国が、その他の中核国に先立って、一定の期日までGATTに調印できるよう、キー・カンTRIESを決定すべきであると貿易雇用準備委員会に提案している(ECOSOC, 1947h, E/PC/TAC/SR/4, p.5)。いわゆるキー・カンTRIES先行論である。キー・カンTRIESとは、第32条暫定適用条項の第2パラグラフに、国名が明記された7カ国と、後に暫定適用への調印をジュネーブ会議終了時に免除されるという譲歩を獲得して暫定適用条項を追認したオーストラリアの8カ国であり、これら諸国は、後述する「暫定適用に関する議定書」に名前を記載されることになった。前述の関税協定委員会の議論の結果を纏めた報告書によれば、キー・カンTRIESに対してGATTの暫定適用は1948年1月1日より施行され(これはイギリスの延期要請に応えたものである)、その国名は、議定書に記載されるとしている(ECOSOC, 1947g, pp.1-2)。ちなみにこれら8カ国の貿易額の合計が、GATT締約国全体の貿易総額に占める比率は、82.2%に達している。またアメリカが25.4%、イギリスが25.9%と英米両国だけで50%以上を占める形となっている(山本和人, 2010年, 表1参照)。米英の圧倒的な貿易比率の高さは、この両国がGATT施行の鍵を握る立場にあることを示すものである。この点については後述することにする。

他方、残りの中核国諸国は、暫定適用は不可能であるとの解答を行い(ECOSOC, 1947f, pp.7-9)、またその態度を明らかにしない諸国もあった(ECOSOC, 1947g, p.3)。最低限の条件として、キー・カンTRIESが暫定適

用条項（後には議定書として独立）に合意しなければ、GATTは実施すべきではないと「関税協定委員会（TAC）」の報告書は述べている（*Ibid.*, p.2）。まさに、この条件は辛うじてクリアしたものの、アメリカの望むGATTの即時発効は、祖父権や暫定適用条項を加味しても、困難な状況にあったといえよう。

そこでGATT発効のためにさらに手の込んだ手続きが施されたのである。それは二つの手段が用いられた。ひとつはすでに述べたファイナル・アクトの追加であった。これによってすべての締約国がジュネーブ会議でGATTテキストを認証する。第2に、第32条「暫定適用条項」をGATT本文から独立させ、議定書として作成し直した。いわゆる「暫定適用に関する議定書（Protocol of Provisional Application）」をGATT本体から切り離し、ジュネーブにて調印（承認）することが8月27日に開催された第5回関税協定委員会会議でアメリカのレディ（Leddy, J.M.）によって提案され（ECOSOC, 1947h, E/PC/TAC/SR/5, pp.6-7：この段階で「調印に関する議定書」も存在）、その原案（E/PC/TW/316, 1947u, pp.3-4）が関税協定委員会に提出された。提案の意図は、「暫定適用に関する議定書」と「調印に関する議定書」への調印を組み合わせることによって、ジュネーブにおいてGATTの暫定的実施と本格的な実施を行う意思のある諸国を明確にすることにあった。当然、こうしたアメリカの目論見に対しては、GATTの調印とその暫定適用の関係の不明確さに疑問を呈する諸国が出てくるが、このことについては後に論じることにしてしよう。

ジュネーブでのGATT本体への調印について中核国諸国が難色を示している状況にあって、まずキー・カンTRIESが暫定適用に関する議定書と調印に関する議定書に調印することで、その他諸国を先導し、最終的にはGATTの施行へ至らしめるという道筋が立てられたと理解できる。

ここで指摘しておかなければならない点は、GATTをジュネーブにて即時

実施に移そうとするアメリカの思惑から、GATT 関連文書が複雑な構成になってきたことであろう。すなわち、次項で検討する GATT 第 4 草稿は、図 4 に示した通り、GATT 本体以外に、ファイナル・アクト、調印に関する議定書、暫定適用に関する議定書それに GATT に関する議定書が添付され、ファイナル・アクト、議定書類そして GATT 本体との関連性は非常に難解なものとなった。GATT 文書は再び書き換えられなければならなかった。

さて、GATT 第 4 草稿と GATT 最終文書の分析に入るまえに、われわれは、第 5 回関税委員会の後半と 8 月 28 日に開催された第 6 回関税協定委員会において論議的となった GATT とりわけその第 II 部と ITO 憲章との関連について、検討する必要がある。というのも、GATT の本質に関する議論が中核国間で展開されていると考えるからである。

2-3 GATT 第 II 部に対する疑問と批判を巡って — キー・カンTRIES vs. その他の中核国

第 5、6 回の関税協定委員会において、多くの中核国が疑問としたのは、GATT 第 II 部の存在であった。GATT 第 II 部は、第 3 草稿において、GATT 32 条構成のうち、3～21 条をカバーし、GATT の中核部分であるとともに、そのすべてが ITO 憲章草案から抜粋されたものであった（第 3 草稿、第 4 草稿、完成案の比較については図 5 を参照のこと）。関税協定委員会は、暫定適用に関する議定書とファイナル・アクトの作成について一応の合意が得られた後、GATT 第 II 部について各国はどのように対応すべきかの意見を述べた。というのも、上述したように GATT 第 3 草稿を受入れることのできる諸国は、関税交渉に関する作業部会に属する 5 カ国を中心とする少数の国に過ぎなかった。しかも、関税交渉に関する作業部会に属する諸国でも、フランスとイギリスは原則として第 II 部を受入れたのであって、アメリカおよびカナダのように全面的に賛成したのではないことが委員会における証言より明らかとなる（ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/6, p.15）。つまり、GATT

第3草稿を積極的に進めたのはアメリカそしてカナダだけであり、賛成に回ったイギリス、フランスも消極的賛成であったのである。

ここでGATT第3草稿に対する各国の反応を見ることにしよう。チェコ、オーストラリア、南アフリカ、ノルウェーの代表は、第5回会議において、GATT第Ⅱ部の削除を主張している。また第6回会議において、中国、インドの代表も第Ⅱ部の削除に賛成した（ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/6, p.18, pp.26-27）。ニュージーランド代表は、Ⅱ部に挿入する条文について関税譲許を保護するに必要な最小限度に留めることを主張し（*Ibid.*, p.17）、第Ⅱ部に基本的に賛成しているベルギーそしてオランダもそのままの形で第Ⅱ部を受入れることは困難であり、第Ⅱ部にどのような条文を入れるか改めて注意深く研究する必要性について述べている（*Ibid.*, pp.21-26）。

とりわけ、オーストラリア代表のクームズは、GATTの規定に満足してしまい、ITO憲章成立まで交渉を進める意欲を失う国が出てくることを懸念した。オーストラリアはこれまでの分析から明らかなように、とくにITO憲章の経済開発条項や完全雇用条項に強い関心をもっていた（山本和人, 2007, 16, 18~24ページ）。従ってITO憲章の一部である通商政策だけがGATT第Ⅱ部という形で先に合意を見てしまうとITO憲章作成の推進力が削がれてしまうことを懸念したのである。彼はGATT交渉において必要なことは、ITO憲章の精神を遵守する約束を交わすことであると述べている（ECOSOC, 1947h, E/PC/TAC/SR/5, p.10）。こうした批判がアメリカに向けられたものであることは容易に察しがつく。事実、アメリカ代表のブラウン（Brown, W.G.）は、ITO憲章の作成に向けてのアメリカの奮闘と力のこもった説得を見れば、アメリカが意図的にITOを消滅させようとしているのではないことにすべての代表団は気づくであろうと反論している（ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/6, p.10）。しかし、アメリカ代表団の努力はどうかであれ、結果的にはクームズの主張のほうが正しかったのである。彼はすでに第2回目の関税協定委員会

で、GATT 条文が ITO 憲章の不成立を見越して作成されたものでないかと質問していたが (ECOSOC, 1947i, E/PC/TAC/PV/2, p.22), 後に彼の懸念は現実となってしまうのである。

さらにアメリカは、中核国諸国が懸念していた GATT と ITO 憲章の通商政策に関する規定がダブルスタンダードとなる可能性についても、そのようなケースが生じないように規定が作られているとしながらも (ITO 憲章の規定が GATT の規定より優先するが、3分の1以上の締約国が ITO 憲章の当該条文に反対した場合、協議の場が設けられるとしている)、その可能性が現実とならないことを望むと述べ、ダブルスタンダードについて否定しなかったのである (ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/6, p.31)。

以上のように、GATT 第Ⅱ部を巡る中核国の意見を集約して、議長のウィルグレスは次のように纏めている。「大多数は第Ⅱ部の挿入に反対している。しかし、世界貿易に相当な割合を占める数カ国は第Ⅱ部にある程度の条文を入れることを非常に重要であると考えている。すでに数カ国の代表は第Ⅱ部のいくつかの条文を削除できると主張している」(ECOSOC, 1947h, E/PC/T/TAC/SR/6, p.4)。つまり、アメリカを中心とする関税交渉に関する作業部会に属する5カ国が賛成し、その他の中核国は第Ⅱ部の挿入に反対という構図が見えてきたのである。しかも、以上の分析から明らかのように、無条件での賛成はアメリカとカナダの二カ国に過ぎないことも明らかとなった。GATT に賛成したのは少数の国に過ぎなかったのである。

しかし、推進派であるカナダの議長のウィルグレスは、上記のような論評を加えつつも、議論を先に進め、第Ⅱ部の各条文を検討し、どの条文を残し、または削除するか検討する方針を示した。これに対して、チリ代表は、こうした議事進行に次のような異議を唱えた。GATT を条文ごとに検討することは、すでに原則的に GATT を受入れたことを前提としている。しかし、まだ議論はそこまで進展しておらず、様々な選択肢が示されている状態である。

どの選択肢（第Ⅱ部の削除，いくつかの条文の削除，締約国にとって受諾の強制とはならない文書の作成など）を選ぶのかをまず決定する必要があると（ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/6, pp.32-33）¹⁰⁾。

② GATT 第4草稿から GATT 完成案へ

1. GATT 第4草稿を巡る論争 — 調印に関する議定書の削除

1-1 第4草稿における GATT 施行に向けての手続き

GATT 第2草稿以降の GATT 関連文書作成プロセスを纏めたものが図4である。図に示したように，第2草稿では GATT は本体だけであったが，その骨格が出来上がる第3草稿において，本体と調印のための議定書に分化する。われわれはこの分化を ITO 憲章からの GATT の自立過程と捉えたのである。さらに第4草稿において GATT 文書は，本体，3つの議定書，ファイナル・アクトから構成されるようになる。そして最終的には，本体，ファイナル・アクト，暫定的適用に関する議定書という形に落ち着くのである。図から明らかなように，第3草稿以降，GATT 関連文書は短期間のうちに2回の大きな修正を受けていることが分かる。本項では，このような変更が行われた経緯とその理由について検討する。

繰り返すが，GATT 第3草稿に対する関税委員会での議論の帰結は，アメリカとカナダ，それ以外のキー・カントリーズ，その他の中核国諸国の見解の相違を埋めるために，GATT 文書にいくつかの工夫が施されたことであっ

10) ヒュディクは，われわれが分析したキー・カントリーズとその他の中核国との対立について触れている。彼はその他の中核国を小国（smaller countries）という言葉で表し，それら諸国が多数派を形成したが，主要国（われわれの呼ぶところのキー・カントリーズ）が断固たる態度をとり，また議長の助けを得て，GATT のオリジナルデザインをどうにか守ることに成功したと述べている（Hudec, 1990, p.56）。彼の言う議長とはウィルグレスのことである。他方，ハートも，アメリカが主導権を発揮し，イギリス，カナダ，フランスそしてベネルクス諸国がそれに協力し，その他の中核国の要求を阻止したと述べている（Hart, 1995, p.54）。

た。こうして第3草稿は修正され、新たに第4草稿として書き換えられた。第4草稿においてGATT承認に向けて新たな手続きが示されるのであるが、各国の思惑の違いから、GATT文書は5つに膨れ上がり(図4参照)、互いの関連性が不明確となった。そこで関税協定委員会は、ウィグレス議長に対して、それらの関係を明確に説明した文書を用意するように求めたのである(ECOSOC, 1947r, p.1)。この要求に対してウィグレスは、その手順を示した文書を作成し(*Ibid.*, pp.1-2)、5つのGATT関連文書であるGATT本体、「ファイナル・アクト」、「暫定適用に関する議定書」、「調印に関する議定書」それに「GATTに対する議定書」の関係とその手続きを明らかにした。なお、これまで説明を差し控えてきた「GATTに対する議定書」とは、敗戦国(日本、ドイツそして朝鮮)の扱い、いうなればこれら占領地域をできるだけ早くGATTやITOに引き入れることを目的とした議定書であった(議定書の内容についてはECOSOC, 1947l, p.82を参照)。この議定書がアメリカの提案によって挿入されたこと、そしてGATT完成草稿から削除されたことについては後のGATT35条「特定締約国間における協定の不適用」いわゆる対日条項を考える上で何らかのヒントを与えてくれているように思える。しかし、本稿においては「GATTに対する議定書」の分析については措くことにする。

それでは、第4草稿におけるGATT関連文書の相互の関連をどのように理解すればよいのか?ウィグレスは次のように説明している。

全ての締約国の団長(つまりジュネーブ交渉に参加した中核国グループを中心とする23カ国)はファイナル・アクトへの調印を通じてGATT本文とそれに付随する議定書(暫定適用に関する議定書を除く)について10月前半に認証(Authentication)。一方、キー・カントリーズは11月15日までに暫定適用に関する議定書に調印。それと同時にまたはそれ以前に、GATT本体と付随する議定書に調印することが暫定適用に関する議定書の調印した締約国

(キー・カンTRIES)には求められる。GATTへの調印については、前述したように、調印に関する議定書で規定されているものの、その調印の時期に関しては明記されていたわけではなかった。したがって、その日付を明確にすべきであると述べている。ウィグレスの説明では、GATTとその付属議定書類に対する調印を1947年10月前半から1948年6月末日までに行う。さらに調印後の受諾については、受諾文書を(国連の事務総長に)寄託することによって、GATTは効力を発することになるが、受諾文書を寄託した締約国の対外貿易額の総計が一定以上に達したときにGATTは協定を受諾している締約国間で効力を発することになる(ECOSOC, 1947r, pp.1-2)。このようにGATT施行に向けての手続きは、重複する時期があるとはいえ、次の順序で行われることになる。ファイナル・アクトへの調印→暫定適用に関する議定書への調印→GATT本体および議定書書類への調印(調印の期間はファイナル・アクトの調印時から1948年6月末日まで)→受諾国の対外貿易額が一定以上に達した段階でGATTは施行。こうしたGATT施行に向けての手順は、すでに示した9月1日付のそれ〔注6〕の表B〕と、時期的に遅れがみられること、GATT施行の時期を明確にしていない点は措くとしても、ほぼ同じ手続きを踏んでいるといえる。

ウィグレスは、GATT施行の時期について、締約国の貿易総額が一定以上になった場合と記しているが、その数値は85%以上であった。この規定は第4草稿の第26条「調印、効力発生、登録」に示され(ECOSOC, 1947l, p.56)、完成草稿の第26条「受諾、効力発生、登録」においても明記された(1947m, p.59)。なぜ85%以上となったのかの理由は、管見する限り、見出すことはできなかった。アメリカ公文書館の未公開史料によれば、アメリカ1国だけでGATT締約国の総貿易に占める比率は25%以上に達するので、GATT施行に対する事実上の拒否権を有していると述べている(Havana Round of the General Agreement on Tariffs and Trade, U.S. Delegation, 1947-48g)。ちなみに

1国だけで15%以上を占める諸国は米英2カ国しかない（各締約国の貿易比率については、山本和人，2010，表1を参照のこと）。このことから，事実上，米英両国がGATT施行のカギを握っていた事実の一端を垣間見ることができる。

ところで，GATTへの調印は1947年10月前半（9月段階でのジュネーブ会議終了予定日）から1948年6月末日（互恵通商協定法更新の期限）の間に行われるとしている（ECOSOC, 1947r, p.1）が，この原案はアメリカによって提示されたものであり，その最終期限は世界貿易会議（ハバナ会議）終了後1カ月以内とされていた〔ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/5, p.39〕。1947年8月末時点で，ハバナ会議は48年1月までに終了すると想定されていたので，GATTの調印は2月末となる〔ECOSOC, 1947g, p.3：注6）の表Bも参照〕。しかし，第4草稿発表時には1948年6月末日というアメリカ互恵通商協定法の更新期限日までということになったのである。いずれにせよ，アメリカは，互恵通商協定法の期限が迫りくる中で，他の中核国に対してGATTへの調印を促したと考えることができる。GATTは調印そして受諾を通じて実際に施行することが予定されていたのであり，この意味からもITO憲章までの繋ぎというGATTの過渡的な性格を強調する一般的見解は一面的といえるであろう。

1-2 調印に関する議定書を巡る論争

しかし，ファイナル・アクトと調印はどのように異なるのか？また調印に関する議定書に調印することは如何なる意味をもつことになるのか？第4草稿の構成を巡る論争はこの点に集中した。

オーストラリアのクームズは，GATT調印の必要性について次のような質問をウイグレス議長に投げかけた。「われわれはジュネーブ会議をファイナル・アクトの調印をもって終了し，GATTテキストを認証する。私の理解では，暫定適用に関する議定書に調印し，認証されたGATTテキストに含ま

れる GATT の諸規定を暫定的に施行に移し、その後で、GATT を本格的に施行することになる。ところで、これ以上必要なものは何なのか、私には思い当たらない」(ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/20, p.3)。それに対してアメリカのレディは、「GATT の調印は如何なる国を拘束するものではないが、その調印はその国の議会に対して GATT を提出するというモラル上の義務を意味する。GATT の調印は最高の権限 (the full powers) をもつことになろう」(Ibid., p.4) と述べている。

オーストラリア見解では、GATT への調印とは、当該政府が責任をもって GATT を議会に提出することを意味する。アメリカのいう「モラル上の義務」とは当該政府の責任行為である。従って、GATT 条項の中に好ましくない条項が存在する以上、オーストラリアは GATT に調印できない。少なくとも、ITO 憲章が最終的に決定をみるまで、暫定適用に留めるべきである (Ibid., pp.10-11)。要するにこの発言は、当面、ファイナル・アクトと暫定適用に関する議定書への調印を超えてオーストラリア政府が進む意思のないことを意味する。

それに対してアメリカ見解は、調印とは、議会に GATT を提出することについて政府をコミットさせるものではない (Ibid., p.12)。暫定適用を行う政府、つまりキー・カントリーズは同時に調印を行うべきである。暫定協定に調印できて、GATT 調印が不可能であるとは考えられない。もっとも、暫定協定に調印して、GATT への調印を控えることも可能である。調印には、1948年6月までの猶予があるのだから、ITO 憲章の中味が確定するまで待つこともできる。しかし、上述のようにキー・カントリーズには GATT への調印をジュネーブ会議終了時に行うことが要求される (事実、ウィルグレス議長の説明もその方向性を示唆していた)。

両国にとって以上のように調印に対する解釈は異なる。こうした解釈の相違は、アメリカが調印という行為を通じてできるだけ速やかにかつより確実

に GATT を施行の方向に導こうとしたのに対し、オーストラリアがジュネーブ会議の段階で GATT の正式承認を躊躇したことに求めることができよう。またこれまでの関税協定委員会の議論から、オーストラリア見解の方が多数派を形成していたと考えるのは当然であろう。こうした中、オーストラリアとアメリカの調印に関する議定書を巡る論争は、決着がつかず、ウィルグレス議長はこの問題に関して特別委員会の形成を提言し、米、英、フランス、ブラジル、ノルウェー、オーストラリアの 6 カ国をそのメンバーに指名したのである (*Ibid.*, pp.15-16)。

特別委員会が出した結論は、アメリカの意向に反するものであった。すなわち、GATT は受諾に向けての手続きを踏んでおり、またファイナル・アクトの調印によって認証を受けるので、GATT 調印の必要性は存在しない (ECOSOC, 1947s, p.1)。要するに調印に関する議定書の削除を勧告したのである。GATT は調印なしで、施行に向けての手続きがとられなければならなかった。同じく重要なことは、議定書に述べられていた ITO 憲章成立までの ITO の諸原則遵守という義務が、タイトルを変更された第 29 条「本協定と ITO 憲章との関係」の第 1 パラグラフに移し替えられたのである。後者については項を改めて述べることにし、ここでは前者の決定に焦点を当てよう。

調印に関する議定書を削除するということは、第 4 草稿時に設定されていた調印の期限 1948 年 6 月末日が無期限に延期されるということである。GATT 調印の期限が消え、それに従って施行の時期もいっそう曖昧となった。アメリカが主導し、キー・カンTRIES (とくに関税交渉に関する作業部会 5 カ国) が進めようとした GATT 施行に向けての手続きは、こうして否定されたのである。

このような特別委員会が出した決定に対して、アメリカ代表団のレディは、関税協定委員会の第 22 回会議において、GATT に関する調印のための

議定書が削除されたことは非常に不本意であると個人的な感想を漏らした (ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/22, p.30: レディの発言は ECOSOC, 1947t に再録されている)。しかし彼は、暫定適用を行おうとしている締約国の中にも、GATT への調印を不可能であると考えている国 (some of the countries) が存在する状況のもとでは、調印に関する議定書を削除することが賢明なやり方であるとアメリカが結論付けていると述べている。このようなレディの発言から、具体的な国名は不明であるが、キー・カンTRIESのうちいくつかの諸国 (オーストラリア以外) が GATT の調印に反対していたことが見て取れるのである。キー・カンTRIESはアメリカの主導する GATT に表面的には賛意を表明しつつも、必ずしもアメリカに従うものではなかったことが理解できる。こうしてアメリカの GATT 施行に受けての手続き計画は頓挫したのである。

しからは、それに替わるべき具体的な手続きの手順をアメリカはどのように考えたのであろうか。レディの発言を追うことにしよう。GATT の施行は、ハバナ会議において、特に ITO 憲章の GATT 第 II 部との重複条文について最終的な調整が行われ、GATT 条文が ITO 憲章の関連条文に代替されるか、双方の修正という形で一致をみるまで、実施されない。言い換えれば、アメリカ政府はそれまで受諾を求めて議会への GATT の提出を見送るということをレディは述べている [具体的には1948年の中頃まではそうした行動をとらない (ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/20, p.12)]。GATT 条文 (第 II 部) が ITO 憲章の当該条文と一致した段階で、アメリカは受諾に向けての手続きをとることになる。それまでは、暫定適用を援用することで、GATT を運用することになる。この手続きに従えば、どの締約国 (暫定適用に合意した締約国) も GATT 規定を柔軟に適用できるのであり、従って祖父権条項に従って自由に GATT の各条文に留保 (reservation) が可能となる。調印という行為に縛られることで、GATT への留保を決めていた締約国も、キー・カ

ントリーズに倣って、GATTの暫定適用を援用し、GATTへの参加を促すことになろう。

しかし、ここで注意しておかなければならない点は、アメリカ政府はこの段階において、自らGATTを受諾し、その施行を意図していたという点である。ITO憲章とは切り離して、GATTの施行を展望していたのである。暫定協定GATTは、ITO憲章の成立後、正式に受諾される手筈になっていた。もっともその時期は、85%以上を占める締約国が受諾した場合という表現で、明確にされなかったのである。ジュネーブ会議の段階でGATTがITOに包摂・吸収されることになるという具体的な表現は、管見する限り、見出すことはできなかった。早期の段階では、ツー・トラック・アプローチはそれを想定するものであったが、計画が現実味を帯びる中で、GATT締約国が必ずしもITO憲章を調印・受諾するとは限らないし、ITO憲章の調印についても不透明さが増していた。事実、われわれがすでに明らかにしたようにイギリスは、ジュネーブ会議と並行して、秘密裏にITO憲章不成立を想定した対外経済政策を研究し始めていたし(山本和人, 2008, 510~511ページ)、アメリカのGATT条文作成とその施行に対する異常なる熱意から、オーストラリアはITO憲章に対するアメリカの関心が失せているのではないかという懸念を表明していた(本稿, 44ページ参照)。こうしたなか、GATTとITO憲章の関係が希薄化していったといえよう。

さらにレディが、GATTの暫定適用について次のように述べていることにも注目すべきである。暫定適用に関する議定書への調印は、その政府に約束させることであり、それはGATTの受諾と同等である(ECOSOC, 1947i, E/PC/T/TAC/PV/22, p.33)。アメリカは、GATTへの調印なしでも、当面は暫定適用に関する議定書への調印でもって事足りると考えていた点である。もちろん、アメリカ国務省はGATTの施行を進めようとし、自らも受諾のために議会への提出を模索しているのではあるが、この点については次項で述

べることにしよう。

いずれにせよ、ジュネーブ会議終了時における少なくともキー・カンTRIESの間での GATT の調印は否定され、また調印自体も消え去り、アメリカは受諾行為を1948年中頃まで行わないと明言した。GATT の正式発効の時期はこうして延期されていったのである。繰り返すが、GATT への調印行為が消滅したとはいえ、この段階でアメリカ政府は GATT を正式に発効させるつもりでいたのであり、決して暫定適用に留めようとしたのではない。また ITO 憲章成立までの繋ぎという存在に GATT を位置付ける姿勢は明らかに後退していたと見ることができる。いわゆるツー・トラック・アプローチの当初の目的であるファースト・トラックのセカンド・トラックへの合流という道筋は、セカンド・トラックの見通しが曖昧で確定しない中、ファースト・トラックの自立化の方向性が模索されていたと見ることができよう。

アメリカが、キー・カンTRIESを巻き込んで、あくまでもジュネーブにおいて GATT 調印に固執した理由は、互惠通商協定法更新の時期が迫っていたという切羽詰った状況を所与のものとして、関税引下げ交渉の結果にとどまらず多国間通商協定を形あるものとして作り上げることがその確固たる目的として存在していたからである。アメリカは各国とりわけキー・カンTRIES以外の諸国の反対にあって GATT の即時調印という合意を得ることは失敗した。しかし、第1に、ファイナル・アクトによって全締約国から GATT 文書に対する認証を得るとともに、第2に暫定適用という巧妙な手段を通じて、キー・カンTRIES間での GATT の事実上の発効手続きには合意を得たのである。次に考察すべきは、GATT 完成案において GATT と ITO 憲章との関係が如何に捉えられているかである。換言すれば、GATT の自立過程の最終局面を明らかにすることである。

2. GATT オリジナル文書の完成

2-1 ファイナル・アクトへの加筆，第29条「本協定と ITO 憲章との関係」の挿入

まず，ファイナル・アクトの検討から始めることにしよう。ファイナル・アクトは，9月1日付けの最初の草案（ECOSOC, 1947p）が関税協定委員会に提出されて以来，委員会での議論をもとに何回か修正を受け，最終的な文書内容が確定した（ECOSOC, 1947o）。すでに述べたように，ファイナル・アクトの主眼は，GATT 文書の認証をすべての締約国から取付けることにあった。しかし，検討の過程で，GATT の認証を行うことによって ITO 憲章に対する留保の自由を侵害することがないような保証を求める諸国が現れた（ECOSOC, 1947q, p.1）。彼らは，GATT のファイナル・アクト，暫定適用に関する議定書そして調印に関する議定書（この段階でまだ調印の議定書は存在）に調印した締約国が，ITO 憲章に対する同意も求められることを危惧したと思われる。結果としてファイナル・アクトの最終草案には次のような一文が挿入されることになった。すなわち「上記の政府は，ファイナル・アクトまたは暫定適用に関する議定書への調印によって，如何なる点においても，国連貿易雇用会議におけるそれら政府の行動の自由を妨げられるものではない」（ECOSOC, 1947o, p.2）。上記の政府とはジュネーブ関税交渉に参加した23カ国のことであるが，この文面から明らかなように，ファイナル・アクト（暫定適用に関する議定書を含めて）に調印した締約国は，ハバナ会議において，ITO 憲章に対する行動の自由を保障されたのである。（ファイナル・アクトであれ，暫定適用に関する議定書であれ）GATT を承認した締約国は，ITO 憲章を拒否できる権利を明確化されたといえる。これまでわれわれが主張してきたように，GATT と ITO 憲章の関係は，この一文の挿入によってさらに希薄化したといえよう。

さて，こうした視角から GATT と ITO 憲章の関係を考察している以上，

GATT 完成草案に挿入されることになった第29条「本協定（GATT）と ITO 憲章との関係」（カッコ内は筆者）の内容の検討を行わなければならないであろう。図5に示したとおり、第4草稿の第29条は「停止と代替」というタイトルであった。同条の内容は、ITO 憲章が施行された場合、GATT 第Ⅱ部は、原則的に ITO 憲章の当該諸規定によって置き換えられることを謳ったものであった。この文言は、GATT の完成草稿の第29条に、いくつかの修正を加えられて引き継がれた。しかし、第29条はその名称を「本協定と ITO 憲章との関係」に変更された。その理由は、「調印に関する議定書」に述べられていた、ITO 憲章施行までの GATT 締約国の義務が、議定書の消滅によって、第29条の第1パラグラフに移行されたからである。この手続きは、前述した調印に関する議定書の削除を提言した特別委員会（米、英、フランス、ブラジル、ノルウェー、オーストラリアの6カ国）の勧告（ECOSOC, 1947s, pp.1-2）に従ったものである。特別委員会は、「ITO 憲章の諸原則を遵守するという約束を GATT 自身の中の規定に含めるべきである。このようにして暫定適用に関する議定書に調印する諸国は自動的に ITO 憲章の諸原則の遵守を約束することになる」（*Ibid.*, pp.1-2）と述べている。すでに GATT 第3草稿を分析した第1節の②項において、この義務に関して詳述した（19～20ページ参照）。その要点については図4にも示されている。GATT 締約国（暫定適用に調印した締約国）は、ITO 憲章が施行されるまで、その権限の最大限度まで、ITO 憲章の諸原則を遵守することを約束するというものであった。GATT と ITO 憲章との関係を示す文言は、第29条に封じ込まれたことについても触れた。GATT 条文には、29条以外には ITO 憲章との関係について記述した箇所はない。われわれはこうした書き換えの分析を通じて、GATT が ITO 憲章との関係を希薄化させていく過程に追ったのである。

それでは ITO との関係について論じた第29条第1パラグラフを、こうしたわれわれの分析視角の中に、どのように位置付ければよいのであろうか？

たしかに第29条第1パラグラフにおけるITO憲章の諸原則遵守の義務を鑑みれば、GATTはITO憲章への橋渡しとしての役割、すなわち暫定的な役割を担うものと位置付けられていたといえよう。すでに分析したように、ITO憲章とGATTとの関連を希薄にし、GATTを純粋な多国間通商協定たらしめんために、GATT第3草稿において、第2草稿の第27条「付属文書」は「調印に関する議定書」として分離されたのである。しかし、ITO憲章の原則遵守という義務はGATT完成案の第29条パラグラフ1に再び挿入されることになった。これはGATTがITO憲章との関連を再び強めることである。多国間通商協定GATTは、ITO憲章までをカバーする義務について述べることで、ITO憲章との直接的関連とそれに向けての展望を示していることになる。これは、アメリカに関していえば、通商協定締結に関する大統領の権限を逸脱している。しかし、その条文を詳細に見れば、その義務の内容に変化が生じていることが明らかとなる。われわれは、その変化について、「GATTのステータス」と題する1947年9月27日付の国務省の法律アドバイザーが、GATT交渉に当たっていたブラウンに書き送った覚書を拠り所に検討することで明らかにしよう。

覚書の主旨は、ファイナル・アクト、GATT本文(第I部、第III部)、暫定適用に関する議定書に調印そして施行するにあつての大統領の権限に関する問題点であった〔International Conference on Trade and Employment: Havana (1947-48e): Memorandum from Mr. Rubin to Mr. Brown (1947e1), p.1〕。法律アドバイザーの出した結論は、暫定適用によってGATTを運用する限り、GATT条文の内容は大統領の権限を逸脱するものではなく、法律上何ら問題はないというものであった(*Ibid.*, p.1)。大統領権限を超えていると考えられるものの一つに、ITO憲章の諸原則の遵守があった。しかし、GATT第29条第1パラグラフには(正確に言えば、すでに第4草稿の調印のための議定書から)、こうしたITO憲章への約束を曖昧にする方向で、「大きな修正

(substantial modification)」が施されたことが指摘されている (*Ibid.*, p.6)。われわれは、図4からそれを読み取ることができる。GATT 第3草稿までは「その権限の最大限度まで (to the fullest extent of their authority) という表現が使われていたが、GATT 第4草稿そして完成草稿においては「その行政権の及ぶ最大限度まで (to the fullest extent of their executive authority) という表現に変更されたのである。これは、大統領の権限の及ぶ最大限度でITO憲章の諸原則を遵守することを意味する。そもそもITO憲章は議会への提出が必要なのであるから、大統領の権限の範囲でITO憲章の諸原則を遵守するにはおのずと限界がある。この文言の挿入はITO憲章の諸原則の遵守の義務の形骸化を企図したものである。こうした書き換えは、アメリカ国内の反対をかわすための行為であったとはいえ、結果的に、GATTをITO憲章から独立した多国間通商協定として存立させることに繋がったといえよう。

以上の分析から第29条「本協定とITO憲章の関係」は、一見すると、GATTからITO憲章への道筋を提示しているようになっているが、実際は、条文にはITO憲章の義務をうまく回避できるよう細工が施されていたのである。もっとも、ジュネーブ会議で認証されたGATT(われわれは以下で示すようにGATTオリジナル案と及ぶ)の第29条には、まだITO憲章に向かう道筋が、希薄化したとはいえ、示されていたことも指摘しておかなければならない。第1パラグラフには、ITO憲章の採択を通じてGATTの前文に述べられた諸目的は最もよく達成できることを締約国は認識している(ECOSOC, 1947m, p.62)という表現が見られるし、第2パラグラフのb項には「締約国はまた第25条の機能がITOへ移譲されることに合意するであろう」(*Ibid.*, p.63)と述べられていた。しかしこうした表現は、1948年9月に調印された議定書に基づいてすべて削除された。この改訂によって、締約国団とITOとの関連性は無くなり、GATTの前文の諸目的とITO憲章との関連も消滅した(GATT Contracting Parties, 1948a, GATT/CP/1, p.23)。現在わ

れわれが邦訳版で入手できる文献において、GATT 第29条は、1948年9月の改正版であり、1947年オリジナル版のそれとは異なっていることを指摘しておこう¹¹⁾。

GATT オリジナル文書とその手続きに関する合意はこうして終了した。次に GATT オリジナル文書の構造と多国間協定 GATT が暫定的適用に留まった理由の一部を分析しておくことにしよう。

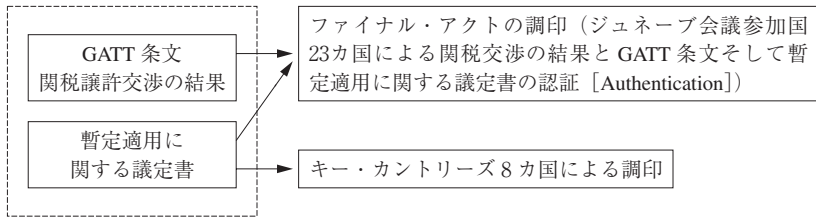
2-2 GATT オリジナル文書の構造と多国間通商協定 GATT の暫定的船出

紆余曲折を経て1947年10月30日に GATT は23カ国の間でファイナル・アクトを通じて認証され、暫定的に1948年1月1日よりキー・カンTRIES 8カ国間で施行されることが決まった。われわれは、1947年10月30日にジュネーブにて23の締約国によって認証された GATT を GATT オリジナル文書と名付けることにする。というのも、その後、GATT 文書は、何回か修正・加筆され、最終的に WTO の一部に収録され、現在に至っているからである。その基本となったのが1947年の10月30日に認証された GATT オリジナル文書である。図6は、ジュネーブ会議終結時における GATT の認証と暫定適用について構図化したものである。ジュネーブ会議に参加した23カ国は、GATT 条文と関税譲許交渉の結果、そして暫定適用に関する議定書についてファイナル・アクトの調印を通じて認証する。一方、キー・カンTRIES

11) 内田宏・堀太郎, 1959, 716~718 ページ, および津久見茂充, 1993, 788~789 ページ参照。GATT 文書は 1947 年 10 月 30 日のそれが基本となっている。従ってわれわれは GATT オリジナル文書と名付けたのである。その後、GATT 文書は、何回かの修正と加筆を経て、最終的に WTO の一部に収録され、現在に至っている。我が国において GATT 文書の完全邦訳は、上記の2つの文献でなされている。しかし双方とも、どの時点での GATT 文書を邦訳したのかについて明記していないように思われる。オリジナル版との違いがどのようにして生じたのか、オリジナル版の分析を行った筆者にとって関心のある問題である。

なお、1947年10月30日に認証された GATT 文書類は、上述したように、10月4日付の GATT の完成文書類 (ECOSOC, 1947m, 1947n, 1947o) とほとんど変わらないが、正式文書は、国連 (United Nations, 1947) およびイギリスのコマンド・ペーパー (U.K. Government, 1947, Cmd.7258) として発行されている。

図6 ジュネーブ関税交渉と GATT 認証手続きの構図 (1947年10月30日時点)



(注) 本文で述べたように暫定適用に関する議定書への調印によって、キー・カンTRIES 8カ国は、GATT 本体への調印と受諾行為なしに、GATT 第I部と第IIIは無条件に、第II部については国内法と矛盾しない限りにおいて、GATT と関税譲許交渉の結果を施行することになる。従って図に示した GATT 条文と関税譲許交渉の結果を、キー・カンTRIES 8カ国は議定書の述べる範囲において実施することを意味する。

8カ国は、暫定適用に関する議定書の調印を通じて1948年1月1日より、GATT を暫定的に施行する。通常、世界経済の教科書いうところの GATT の発足または調印とは、GATT の認証と暫定適用のことであり、正式調印または受諾・批准ではないことを改めて確認しておく必要がある。

それでは、なぜアメリカ政府が GATT を議会にかけ、受諾行為をとらなかったのかという疑問が湧いてくる。とくに GATT 第II部についてアメリカの国内法に抵触する部分（たとえば関税評価基準の問題）がある以上、アメリカ政府は、速やかに議会に対して GATT を提出し、GATT 受諾に向けて動く必要があった。しかしアメリカ政府はそれを行わなかったのである。その理由として、GATT の立法化を議会に要求することは、事実上 ITO 憲章の立法化を巡る戦いを引き起こすと政府が考えたからである。GATT 第II部と ITO 憲章の第4章「通商政策」は重複する部分が多いのであるから、必然的に ITO 憲章の是非を議会に問うことに繋がることを意味すると1948年2月11日付の「GATT の施行」と題するアメリカの覚書は述べている (Havana Round of the GATT, U.S. Delegation, 1947-48g)。GATT の立法化に失敗することは、ITO 憲章の批准失敗を意味する。共和党が支配するねじれ議会にお

いて、GATTの提出は避けたほうがよいというのがアメリカ政府の見解であった。GATTとITO憲章を同時に提出することが政府にとって戦術的に好ましいと覚書は述べている(*Ibid.*, pp.1-2)が、それは、議会の情勢が政府に有利になるまでGATTの提出を待つというものであった。アメリカ政権は問題を先送りにしたのである。しかし、アメリカ政府にはその機会が訪れなかった。結局、GATTは暫定協定のままで、WTOの成立まで存続することになる。かくして、多国間通商協定GATTは、多国間主義の限界を背負い半世紀近くにわたって、世界貿易のシステムを提供し続けたのである。

おわりに ― 戦後貿易システム形成と多国間通商協定 GATT

本稿をもって前著(山本和人, 1999)以来追いつけてきた戦後貿易システム形成を巡る研究にひとまず区切りをつけることにしたい。1941年8月の大西洋憲章第4, 第5パラグラフそして42年2月の相互援助協定第7条に示された戦後世界貿易の理念(グランド・デザイン)は、1942年7月のミードによる多国間主義に基づく『国際通商同盟案』の作成をもってその具体化が始まった。以後、5年以上にわたり、貿易システム形成を巡る論争は米英間そして中核国諸国、さらには本書の考察外であるハバナ会議参加国50数カ国を巻き込んで展開された。それは、国際通貨システムを巡る論争(ホワイト・ケインズ論争)が事実上、1年あまりで〔すなわち1943年9~10月のワシントン会議〕ほぼ決着がついたのとは全く対照であった。ITO憲章の顛末について、数少ない文献のなかで、ディーボルト(Diebold, W., Jr)は、簡潔ではあるがその要点を手際よく整理した古典的文献「The End of the ITO」において次のように述べている。「ITO憲章の歴史は、約5年に及ぶ戦時の準備期間、50カ国以上が関与した2年以上にわたる長期の骨の折れる本格的交渉、それからさらに3年近くの待機と審議を経て、1950年の終わりにイタリアの雑誌が「平凡な葬儀」と称したもので終わった」(Diebold, 1952, p.2)。

戦後貿易システムは、当初の計画では ITO に結実する予定であったが、多国間通商協定 GATT の成立（暫定的適用）を超えて進むことはなかったのである。本研究シリーズは、ディーボルトのいう戦後の2年以上の本格交渉のうち、国連国際貿易雇用会議（ハバナ会議）の分析を残す形で終わっている。われわれは米英戦時貿易討論から GATT を生み出した第2回貿易雇用準備会議（ジュネーブ会議）までの変遷を第1次史料に基づいて忠実に実証したのである。ITO 憲章に関する正確な位置づけは、ハバナ会議の実証分析なしでは、行うことはできない。そして第1次史料が公開されている今日ではそうした分析は可能であろう。しかし、戦後の貿易システムの中心となったのは GATT であったのであるから、ハバナ会議の詳細な考察を対象外にした。もっとも、ITO 憲章の基本的枠組みは第1回貿易雇用準備会議（ロンドン会議）、ニューヨーク起草会議そしてジュネーブ会議においてほぼ出来上がっていたことは本研究シリーズで明らかにした。また ITO 憲章が葬り去れる運命にあった点についても、確定的な要因ではないにしても、ITO 憲章案の作成が進むにつれて、その掲げる理想主義が現実からかい離していく様子を第1次史料によりながら明確にしたつもりである〔ITO 憲章の理想主義を分析した最近の研究として、ドルチェ（Drache, D., 2000）をあげることができる〕。

ところで、GATT と ITO 憲章は、両者がカバーする領域とルール、そして国際機関か、協定かという違いはあるものの、重要な共通点が存在する。それは、各国の対外経済政策を管理する共通のルールを打ち立て、それを各国〔ラギー（Ruggie, J.G.）によれば3カ国以上〕の間で運用するシステム、いわゆる多国間主義を基盤としている点である（Ruggie, 1993, p.11）。こうした多国間主義は、ITO 憲章としての実現には至らず、多国間通商協定としての GATT に結実したのである。

もっとも、GATT は、第Ⅱ部に関しては国内法優先（祖父権）を認める形

で、多国間貿易ルールを柔軟に適用・運用することを定めていた。しかし、そうした規定を有しているにもかかわらず、GATTに対する各国（中核国諸国）の反対は根強く、「暫定適用に関する議定書」への調印をもって、GATT本体へのそれを迂回する（つまり、GATT本体への調印なしで、施行については明確な日時を設定しない）形で、しかもキー・カントリーズ（関税交渉に関する作業部会に属した5カ国プラス3カ国で、通常いわれているGATT原締約国23カ国ではない）によって漸く、1948年1月1日より、GATTは暫定的に施行されることになったのである。ジュネーブ会議に参加した23カ国は、1947年10月30日、会議の終結に当って、ファイナル・アクトを通じて、GATTを認証（Authentication）したに過ぎない。

GATTは暫定協定であるといわれる。そうした表現は、GATTがITOの成立までをカバーする過渡的な協定であったという意味において、使用されるケースが多い。確かに、われわれは、世界貿易秩序の構想プロセスを跡付ける作業を通じて、当初、米英両国の基本合意が対外経済関係（われわれの呼ぶところの広義の貿易政策）を律するルールとその運営に当たる国際機関の設立であったことを明らかにしてきた。しかし、その合意を具体化するにあたって、国益という障壁が立ちはだかった。アメリカは、国内の政治事情と国益を優先し、関税譲許交渉と国際貿易全体のルール（国際機関の設置を含めて）の作成を分離し、二つのルートから、世界貿易システムの構築を図った（いわゆるツー・トラック・アプローチ）。そして関税譲許交渉（ファースト・トラック）を、国際貿易システム全体の交渉（セカンド・トラック）と並行させ、その完成に先立って行うこのツー・トラック・アプローチを、イギリスを始めその他の中核国に提示し、承認を得た（山本和人，2003，2006）。このアプローチに従えば、最終的にファースト・トラックはセカンド・トラックに吸収され、ITO憲章とITOが設立されることになる。この場合、ファースト・トラックが関税譲許交渉の結果を纏めたGATTで

あることは自明であろう。従って GATT は過渡的、暫定的な性格をもつことになる。

とくに国際機関の設置という観点から見た場合、当初、GATT 草案には ITO 設立までの繋ぎとしての役割を明記した条文や条項が存在していた。例えば、図 4 に示したように、ロンドン会議での GATT 第 1 草稿の第 I 条第 2 項において、ITO 憲章による国際機関の設立までをカバーする暫定的国際機関の役割を GATT が担うことが既に規定されていたからである（山本和人，2008，507ページ。図 4 も参照のこと）。暫定的国際機関は、GATT 第 2 草稿では「暫定貿易委員会（Interim Trade Committee）」との名称で（同，516 ページおよび図 4），さらに GATT 第 3 草稿では、「締約国（contracting parties）」の委員会（ECOSOC，1947d，pp.58-59，図 4 も参照）と変更された。GATT 第 3 草稿，第 23 条「締約国の共同行動」は明確に「国際貿易機構（ITO）」が設立されるなら…，締約国は…会議を中断し，その機能を ITO に委譲する」（*Ibid.*，p.59）と規定していた。そして第 4 草稿では、「締約国団（Contracting Parties）」という言葉が編み出された（ECOSOC，1947l，pp.57-58，図 4）。GATT 完成案（われわれのいう GATT オリジナル文書）では締約国団による ITO への権限の移譲に関する表現は削除されている（ECEFP，1947m，pp.58-59 の第 25 条「締約国の共同行動」を参照）。しかし，締約国団の機能は限定的であり，それは ITO 憲章が成立すれば，それに包摂されるべきものであった。GATT が暫定的であるという表現は，国際機関としての役割の面を中心として GATT の特徴を捉えた見方であるといえよう。

しかし，GATT を多国間通商協定として捉えれば，見方は変わってくる。国際貿易機構（ITO）憲章に向けての過渡的手段とは別個の側面が見えてくるのである。つまり，GATT は ITO 憲章が成立しなくても，立派に自立できる構造をもつ取決め（協定）であった。それゆえに，両者の関係は，複雑でかつ重複する箇所が多くあり，ITO 憲章の成立交渉に主眼を置いている多く

の中核国にとって、GATTの位置づけは非常に分かりにくいものとなった。本稿で分析したように、なぜ、関税引下げ交渉を先行させるにあたって、まだ検討途上にあるITO憲章の通商政策に関する規定の多くをわざわざGATTなるものに挿入し、GATTをITO憲章に関する全体討論（ジュネーブ交渉では中核国だけが参加する準備会議であり、周知のように本会議はハバナで行われた）に先立って作り上げなければならないのか？関税交渉は先行させるにしても、その結果だけを決める協定に限定し、その他の規定はITO憲章に関する全体討論において決定すれば、問題はすっきりする。大多数の中核国はこの見解をとった。しかし、アメリカはあくまでもGATTを多国間通商協定として自立させようとしていた。第1次史料の分析からわれわれが引き出したかかる結論は、同じくハートが第1次史料から導き出した次のような結論、すなわち「文書の記録(record)は、はるかに野心的な国際貿易機構を目指した交渉の付随的そして付帯的な副産物としてのGATTのイメージを裏付けるものではない」(Hart, 1995, p.55)と一致する。アメリカを中心とする交渉者たちは、多国間協定GATTを如何にして最もうまく締結に導こうか検討していた……最初から討論の参加者たちは、ITOがなくてもGATTが結局独り立ちしなければならないことを認識していた(*Ibid.*, pp.54-55)。こうしたハートの指摘は、GATTの名付け親でその条文作成の中心となったアメリカのレディ関連文書の中に所収されている1947年1月9日付のメモにおいて補強できる。メモには「GATTはITO憲章から独立して存在することになろう」(International Conference on Trade and Employment: Havana 1947-48f)と謳われているのである。既にレディは、ジュネーブ会議開始以前の段階でGATTをITO憲章とは別個のものと位置付けていたのである。

さて、問題をもとに戻そう。暫定協定GATTとは、上述したようにITO憲章の成立までをカバーする国際機関設立に向けての協定という意味で使用されている。しかし、正確には暫定協定とはGATTの「暫定適用に関する

議定書」を指すものであり、ジュネーブ会議において GATT を成立させるための手段として取られたのである。ジュネーブ交渉において、その即時施行が各国の国内法への抵触によって不可能であることが判明したため、苦肉の策として「暫定適用に関する議定書」を通じて GATT はキー・カンTRIES（関税交渉に関する作業部会構成国 5 カ国プラス 3 カ国）によって暫定的に成立させるという方法が考案された。従ってそれは ITO 憲章までの繋ぎを表す言葉として使われたのではない。暫定的な GATT を、その調印と批准により、正式に施行に導くことが想定され、そのスケジュールまで作成されていたのである〔具体的には国際貿易雇用会議（ハバナ会議）終了後から ITO 憲章批准の間（注 6）の表 A, B 参照〕。しかし、GATT 完成条文には、その貿易量において 85% 以上を占める諸国が GATT を受諾した場合、GATT は施行されるという表現をとった。つまり、調印という言葉は削除され、発効の時期についても明確にされなかったのである〔ECOSOC, 1947m, p.60. 第 26 条「受諾、施行、登録」の第 5 項(a)〕。

なぜこれほどまでに、GATT の合意に手間取ったのか？それは GATT 第 II 部に対して、どの中核国も国内法に抵触する規定をもっており、議会の合意を得なければ承認できなかったことによる。比較的共通の経済構造を有している中核国間においてすら、如何に史上初の多国間通商協定を作り出すことが困難であったかを示す証拠といえるところにも、これから開始されようとする国際貿易雇用会議（ハバナ会議）と ITO 憲章の調印さらに批准に向けての困難さを予想させるものであった。

見方を変えれば、ITO 憲章を成立が確實視されているなら、むしろ GATT は関税交渉とその結果を纏めた関税譲許のスケジュール表の承認だけに絞ればよかったことになる。つまり GATT 第 I 部だけを承認することにすればよかった。そして第 II 部はハバナ会議で審議し（事実、GATT 第 II 部は ITO 憲章の第四章「通商政策」と重複する）、また第 III 部の手続きに関しても、

曖昧な形で国際機関の設置を謳っているのであるから、ハバナ会議での審議に委ねるべきであろう。そうすれば、関税引下げ交渉の結果は、GATTには結実しなかったかもしれないが、複雑な手続きを経ずして成立していたと考えられる。しかし、既にみたようにアメリカを中心とする「関税交渉に関する作業部会」の作成した第3草稿は、ITO憲章草案の通商政策一般の規定を再録したものであり、また第Ⅲ部においては「締約国の委員会」という言葉で、不完全であるが国際機関の一面を規定していた。当然、中核国諸国からは、こうした複雑で分かりにくい手続きについて疑問の声が上がった。つまり第Ⅱ部を撤廃し、関税交渉の結果だけに協定を限定すべきであると。関税協定委員会議長（ウィルグレス）も「大多数の諸国が第Ⅱ部をGATTに含めることに賛成していない」（ECOSOC, 1947h, E/PC/T/TAC/SR/6, p.4）と纏めている。〔第Ⅱ部の削除を主張：オーストラリア，中国，チェコ，インド，ニュージーランド，ノルウェー，南アフリカ，ベルギー（いくつかの条項の削除を主張）（ECOSOC, 1947g, p.4）〕。もっとも、世界貿易に大きな割合を占める諸国はそれに賛成しているとも述べている（ECOSOC, 1947h, E/PC/T/TAC/SR/6, p.4）。つまりそれが米英を中心にしたキー・カントリーズであることは容易に察しがつく。それでも、アメリカは第Ⅱ部を削除することに反対した。それはなぜか。明らかにアメリカはITO憲章とGATTを分離して考えるようになっていた。この傾向は、時が下るにつれて顕著になった。本稿で分析したように、兎に角、多国間通商協定を成立させること（如何なるトリックを用いても）が、アメリカの至上目的となっていった。

それでは暫定的という言葉をわれわれはどのように理解すればよいのか。それは多国間通商協定ですら成立させることが非常に困難であったという事実と関わらせて理解すべきであろう。史上初の多国間通商協定としてのGATTが認証（authentication）されたことは、第2次大戦前の段階との大きな違いであり、バクス・アメリカナを特徴付ける多国間主義の具現として

重要である。しかし、GATTは、各国の反対から、ジュネーブ会議終結時点での調印を否定され、代わってファイナル・アクトによる認証に留まり、その中核部分である第Ⅱ部について、国内法の優先を謳うとともに、その実施に関して「暫定適用に関する議定書」への調印をもって、GATT本文へのそれを迂回して成立させるという手の込んだ手段がとられたのである。本稿で分析したように、ほとんどの中核国が、とくにGATT第Ⅱ部の必要性に対して疑問と反対を表明する中で、アメリカは、イギリスなど先進諸国の賛成を取り付け、漸く、暫定的にはあるがGATTを施行に導くができた（とりあえずはキー・カンTRIESと呼ばれる諸国間で）。これまでの考察から明らかなように、イギリスはGATTに対してむしろ反対姿勢を通してきたが、GATT条文の作成と同時に行われた第1回関税譲許交渉において、大戦中から執拗にアメリカから求められてきた英帝国特惠関税制度の撤廃を免除され、英連邦・スターリング地域の存続をほとんど無傷の状態を保証された結果、GATTの暫定施行に賛成に回った。

こうしてみると、暫定的なる言葉は、暫定的にしかGATTを施行できなかつたという意味で使用すべきであろう。われわれは、多国間通商協定を成立させる困難さを暫定適用という表現に見出すべきである。

このように多国間協定を作り出すことは、通商分野に限定しても至難の業であった。ましてやITO憲章やWTOという包括的で、GATTに比べ厳格なルールを有する正式な超国家機関の創出ともなれば、さらに大きな障害が待ち受けていたのは明らかであろう。ITO憲章は、遂に日の目を見ず、またWTOにしても、長期の交渉の結果、漸く成立にこぎつけはしたが、より厳密なルール運用に縛られ、現在、ドーハラウンド交渉は頓挫した状態にある。むしろ、各国はWTOのルールを迂回する形で、様々な地域協定の締結に走っているのが現状であろう。

とくにWTOの存在意義を考える場合、GATT成立の経緯は大きな示唆と

なろう。ラギーは、GATT成立の根拠をエンベッテド・リベラリズムという先進諸国に共通の規範が存在したことに求めている。彼の理論はわれわれの研究からも実証できた。すなわち、GATTの基本的枠組みを提供したGATT第3草稿を練り上げたのは、関税交渉に関する作業部会の構成国であるキー・カンTRIESの中核5カ国（米、英、仏、オランダ、カナダ）であり、GATT最終稿に向けての論争で、数の上では勝るその他の中核国からの要求を交わすことに成功したのは、キー・カンTRIESの協力関係に求めることができよう。無論、経済力に裏打ちされたアメリカのヘゲモニーがあったからこそ、かかる協力関係を構築することが可能となったのである。同様の指摘はハートも行っている（Hart, 1995 p.54）。

そもそも米英の協調と角逐の中から始まった戦後貿易秩序の形成は、中核国間でその具体化が進められていくにつれ、アメリカはイギリスを中心とする西欧諸国の既得権益（イギリスの場合、英帝国特惠関税制度）の温存を認める形で、システムの構築を図ったといえる。貿易システム形成に向けての対立軸は、米 vs. 英からキー・カンTRIES（先進国） vs. その他の中核国（発展段階は異なるが工業化を進めようとする諸国）に移っていった。無論、キー・カンTRIES内部での対立が消滅したといっているのではない。既に分析したようにイギリスを中心とする西欧諸国は対外的インバランスを抱えつつ、完全雇用政策に重きを置いており、アメリカの貿易自由化要求を呑むことはできなかった。しかし、GATTを如何なる形であれ、施行に移したいアメリカは、キー・カンTRIESへの譲許を条件にキー・カンTRIESの協力を取り付け、多数派であるその他の中核国の要求を抑えそしてかわし、GATTをどうにか、暫定的な施行という形で成立に導くことができたのである。多国間通商協定GATTは、本研究から明らかのように、難産の末、誕生したのである。多国間主義の有無は、戦前貿易と戦後のそれを画する重要な問題である。本研究から、GATTは多国間主義に基づく画期的な取決め

であったこと、しかしそれはまた多国間主義の限界を表すものであったことを強調したつもりである。

さて、現在の状況に目を移そう。かつてのキー・カントリーズがそのプレゼンスを低下させる中、さまざまな価値感を有し、発展段階の異なる諸国が加盟する WTO において、共通の規範をもとにルールの実用と再生が可能なのであるか？90年代以降、一世を風靡した新自由主義という規範では、多国間主義を堅持することが困難であることは、今回の不況で証明された。多国間主義に挿入する新たな規範を如何に作るべきか、WTO 存続の成否はこの問題にかかっていると考える。また現在わが国の貿易政策を左右する TPP への対応を考えるにあたって、戦後貿易システムの形成を実証した私の一連の論稿が何らかのヒントを与えてくれるものになることを望んでいる。

参考文献

GATT・ITO 関連文書

- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1946a), “Report of the First Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment”, 1946, reference No.E/PC/T/33. This and all ECOSOC references can be accessed at the GATT documents on the WTO website : http://www.wto.org/english/docs_e/gattdocs_e.htm
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947a), “Report of Drafting Committee of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment”, 5 March, 1947, reference No.E/PC/T/34.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947b), “Joint Report of Charter Steering Committee and Tariff Negotiations Working Party”, 29 May, 1947, reference No.E/PC/T/84.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947c), “Entry into Force of the General Agreement on Tariffs and Trade”, 18 June, 1947, reference No.E/PC/T/100.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947d), “Report of the Tariff Negotiations Working Party : General Agreement on Tariffs and Trade”, 24 July, 1947, reference No.E/PC/T/135.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947e), “Report of the Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference of Trade and Development”, 19 July, 1947, reference No.E/PC/T/180.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947f), “Tariff Agreement Committee”, 15 August, 1947, reference No.E/PC/T/W/301.

- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947g), “Tariff Agreement Committee : Decisions reached in the Course of the Consideration of Document E/PC/T/W/301”, 1 September, 1947, reference No.E/PC/T/W/313.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947h), 1st-18th Meetings of 5th, 6th, 11th, 20th, 27th, 28th August and 1st, 2nd 3rd, 4th, 5th, 6th, 8th, 9th, 10th, 11th, 12th, September of the Tariff Agreement Committee : Summary Record, reference No.E/PC/T/TAC/SR/1 to E/PC/T/TAC/SR/18. (E/PC/T/TAC/SR/17 は存在せず)
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947i), 1st-28th Meetings of 5th, 6th, 11th, 20th, 27th, 28th August and 1st, 2nd 3rd, 4th, 5th, 6th, 8th, 9th, 10th, 11th, 12th, 12th, 13th, 15th, 16th, 17th, 18th, 19th, 20th, 23rd, September of the Tariff Agreement Committee : Verbatim Record, reference No.E/PC/T/TAC/PV/1 to E/PC/T/TAC/PV/28.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947j), Report of the Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, 10th September, reference No.E/PC/T/186.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947k), Chairman’s Committee : Summary Record of the Thirteenth Meeting held on 1 August, 1st August, Reference No.E/PC/T/DEL/63.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947l), “Redraft of the Final Act, General Agreement on Tariffs and Trade and Protocols in the light of the discussions which have taken place in the Committee,” 13th September, reference No.E/PC/T/196.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947m), “General Agreement on Tariffs and Trade,” 4th October, reference No.E/PC/T214Add.1.Rev.1.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947n), “Protocol of Provisional Application on the General Agreement on Tariffs and Trade,” 4th October, reference No.E/PC/T214Add.2.Rev.1.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947o), “Final Act adopted at the Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment,” 4th October, reference No.E/PC/T214Rev.1.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947p), “Draft Final Act”, 1st September, reference No.E/PC/T/W/315.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947q), “Final Act”, 4th September, reference No.E/PC/T/W/319.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947r), “Signature of the Final Act, Agreement and Protocols”, 13th September, reference No.E/PC/T/W/333.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947s), “Report of the Ad hoc Subcommittee on the Tariff Agreement Committee on the Relation between the Protocol of Signature and the Protocol of Provisional Application”, 16 September, reference No.E/PC/T/199.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947t), “Statement by the Delegate of the United States on Reservations to the General Agreement”, 18 September, reference No.E/PC/T/207.
- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947u), “Detailed Amendments to the GATT submitted by the U.S. Delegation consequent upon its Proposal for a separate Protocol on Provisional Application of the Agreement”, 2 September, reference No.E/PC/T/W/316.

United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1947v), “(Draft) General Agreement on Tariffs and Trade”, 30 August, reference No.E/PC/T/189.

Interim Commission for the International Trade Organization (1948a), reference No.E/CONF.2/FINAL ACT&RELATED DOCUME, “United Nations Conference on Trade and Employment : Final Act and Related Documents : Held at Havana, Cuba from November 21, 1947, to March 24, 1948,” April 1948.

General Agreement on Tariffs and Trade (1948a), “Protocols, Signed at Geneva on 14th September, 1948, and Resolutions and Decisions of the Contracting Parties at the First and Second Sessions, Havana, March 1948, and Geneva, August-September, 1948”, reference No. GATT/CP/1, 21st September.

アメリカ国立公文書館 (the United States National Archives : NARA) 関係

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Preparatory Committee (1947-1948a), “Index to Documents relating to GATT”, Archival Research Catalog (ARC) Identifier Number 2289701.

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Havana (1947-48b), “Trade : United Kingdom (Charter and Negotiations),” ARC Identifier Number 2201741. The Document titled : Telegram No.NIACT 122 from Clayton to Wilcox, 30th July, 1947 in ARC Identifier Number 2201741.

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Havana (1947-48c), “Trade : Marshall Plan relationship”, ARC Identifier Number 2195704.

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Havana (1947-48d), “Working Group : Working Group on the ITO—Memos and Documents,” ARC Identifier Number 2195776.

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Havana (1947-48e), “Trade : Miscellaneous — Geneva,” ARC Identifier Number 2201728. The Document titled : “Memorandum from Mr. Rubin to Mr. Brown : Legal Status—General Agreement on Tariffs and Trade” (1947e1), September 27, 1947 in ARC Identifier Number 2201728.

Textual Records from International Conference on Trade and Employment : Havana (1947-48f), “Leddy, J.M. : Chron. File”, ARC Identifier Number 2195455. The Document titled : “Relation of Trade-Agreement Negotiations to ITO Charter”, January 9, 1947 in ARC Identifier Number 2195455.

Textual Records from Havana Round of the General Agreement on Tariffs and Trade, U.S. Delegation (1947-48g), “Position Papers,” ARC Identifier Number 2529196, The Document titled : “Proposed United States Position on other subjects which might be raised at the Meeting on the Initiative of other Delegations : C-III Definitive entry into force of GATT”, February 11, 1948 in ARC Identifier Number 2529196.

(以上の史料はすべて The National Archives website : <http://www.archives.gov/>, Archival Research Catalog から検索し, NARA から入手したものである : 史料の分類ナンバーは Archival Research Catalog の方式に従っている)。

アメリカ国務省関連

Foreign Relations of United States, 1947, Vol. I, U.S. Government Office

Command Paper

U.K. Government (1947), "Report on the the Geneva Tariff Negotiations : with Text of the General Agreement on Tariffs and Trade and Supplementary Agreements with the U.S.A. and Canada," Cmd. 7258.

欧文文献

Aaronson, S.A. (1996), *Trade and the American Dream : A Social History of Postwar Trade Policy*, The University Press of Kentucky.

Chase, K. (2006), "Multilateralism compromised : the mysterious origins of GATT Article XXIV", *World Trade Review*, Vol.5, No.1.

Drache, Daniel (2000), "The Short but Significant Life of the International Trade Organization : Lesson for Our Time", CSGR Working Paper No.62/00, Center for the Study of Globalization and Regionalization (CSGR), University of Warwick.

Diebolt, W., Jr. (1952), *The End of the I.T.O.* in *Essay in International Finance*, No.16, October, Princeton Univrsity.

Gardner, R.N. (1980 : second edition with revised introduction ; the first in 1956), *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Prospects of Our International Economic Order*, Columbia University Press. [村野孝・加瀬正一 (1973), 『国際通貨体制成立史 — 英米の抗争と協力 — (上・下)』 東洋経済新報社]

Hart, M. (1995 : Edited and with Intoroduction), *Also Present at the Creation : Dana Wilgress and the United Nations Conference on Trade and Employment at Havana*, Center for Trade Policy and Law.

Hart, M. (1998), *Fifty Years of Canadian Trade Craft : Canada at the GATT 1947-1997*, Center for Trade Policy and Law.

Hudec, R.E. (1990 : second edition), *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, Butterworth Legal Publishers.

Irwin, D.A., Mavroidis, P.C. & Sykes, A.O. (2008), *The Genesis of the GATT*, Cambridge University Press.

Jackson, J.H. (1969), *World Trade and the Law of GATT : A Legal Analysis of the General Agreement on Tariffs and Trade*, The Bobbs-Merrill Company, Inc.

Ruggie, J.G. (1993), "Multilateralism : The Anatomy of an Institution" in Ruggie, J.G. (ed.), *Multilateralism Matters : The Theory and Praxis of an Institutional Form*, Colombia University Press.

Toye, R. (2003), "The Attlee Government, the Imperial Preference System and the Creation of the Gatt", *The English Historical Review*, cxviii. 478.

United Nations (1947), *General Agreement on Tariffs and Trade, Vol.1. Final Act adopted at the Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, General Clauses of the General Agreement on Tariffs and Trade*, United Nations Publications.

Wilcox, C. (1949), *A Charter for World Trade*, Macmillan.

Zeiler, T.W. (1997), "GATT Fifty Years Ago : U.S. Trade Policy and Imperial Tariff Preferences", *Business and Economic History*, Vol.26, No.2.

邦文文献

- 鳴瀬成洋（1989）「背骨なき GATT」『神奈川大学商経論叢』第 25 巻第 1 号。
- 東京商科大学国際関係研究会（1948）『国際貿易憲章の研究』有斐閣。
- 津久井茂充（1993）『ガットの全貌〈コメンタール・ガット〉』日本関税協会。
- 内田宏・堀太郎（1959）『ガット——分析と展望——』日本関税協会。
- 山本和人（1999）『戦後世界貿易秩序の形成——英米の協調と角逐——』ミネルヴァ書房。
- 山本和人（2003）「1945 年米英金融・通商協定——戦後世界貿易体制の出発点——」『福岡大学商学論叢』第 48 巻第 3 号。
- 山本和人（2006）「戦後世界貿易体制成立史(1)——米英金融・通商協定から第 1 回貿易雇用準備会議（ロンドン会議）前夜まで——」『福岡大学商学論叢』第 51 巻第 2・3 号。
- 山本和人（2007）「戦後世界貿易体制成立史(2)——第 1 回貿易雇用準備会議（ロンドン会議：1946 年 10～11 月）の考察（上）——」『福岡大学商学論叢』第 52 巻第 2 号。
- 山本和人（2008）「戦後世界貿易体制成立史(2)——第 1 回貿易雇用準備会議（ロンドン会議：1946 年 10～11 月）の考察（下）——」『福岡大学商学論叢』第 52 巻第 3・4 号。
- 山本和人（2009）「戦後世界貿易体制成立史(3)——第 2 回貿易雇用準備会議（ジュネーブ会議：1947 年 4～10 月）の考察（上）——」『福岡大学商学論叢』第 53 巻第 4 号。
- 山本和人（2010）「戦後世界貿易体制成立史(3)——第 2 回貿易雇用準備会議（ジュネーブ会議：1947 年 4～10 月）の考察（中）——」『福岡大学商学論叢』第 54 巻第 2・3・4 号。
- 山本和人（2011）「米英戦時貿易交渉——戦後貿易システムの原点——」『福岡大学商学論叢』第 55 巻第 4 号。

【補遺】前稿「戦後世界貿易体制成立史(3)——第 2 回貿易雇用準備会議（ジュネーブ会議：1947 年 4～10 月）の考察（中）——」（『福岡大学商学論叢』第 54 巻第 2・3・4 号，2010 年）の目次で，第 IV 章「ジュネーブ関税交渉の意義——アメリカおよび英連邦・スターリング地域はジュネーブ関税交渉をどのように受け止めたか？」というタイトルをつけていた。第 IV 章では，ジュネーブ関税交渉の結果とそれへの対処を米，英そして英連邦諸国それぞれの視点から検討することを予定していた。しかし，こうした分析は，ジュネーブ交渉全体の構図を描き，もって多国間通商協定 GATT を理解したうえで行ったほうがよいと判断した。したがって第 IV 章を次稿での検討に回すことにし，前稿の第 V 章「GATT 条文の完成に向けて——GATT 第 2 草稿の修正過程」を新たに第 IV 章とすることにした。またそのタイトルを「GATT 文書類の作成とその発効手続きを巡って」に変更した。変更の理由は，GATT はその本文だけでなく，その特殊ともいえる施行のための付属文書が添えられており，それらの文書に注目することによって，多国間通商協定 GATT の意義と限界を強調したかったからである。